

19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容 (完) : 結論と著作目録

韓, 相熙
北京大学法学院 : 副教授

<https://doi.org/10.15017/10793>

出版情報 : 法政研究. 74 (4), pp.294-235, 2008-03-19. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容（完） —結論と著作目録—

韓 相 熙

一、総合的評価

以上のように、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関する日中韓の学者の研究は、日本では1920年代、中国では1930年代、そして韓国では1970年代から長期にわたって行われてきた。その結果、数多くの研究実績が蓄積されると同時に、研究の範囲およびその深さが日々増している。これらの研究の結晶として、書籍が出版されるケースも増え、日本では、すでに1920年代には、尾佐竹猛により『国際法より観たる幕末外交物語』（一九二六年）が出版され、それ以外にも、1970年代に入り一又正雄によって『日本の国際法学を築いた人々』（一九七三年）が出版されている。中国と韓国でも、日本よりは遅れてはいるものの、最近になって研究成果が「書籍」として出版されるケースが増えている。例えば、中国では、2001年に田涛によって《国际法输入与晚清中国》が出版されている。それだけでなく、最近、中国では特に若手学者の研究が「爆発」している。韓国でも、金容九の『世界観衝突の国際政治学：東洋の礼と西洋の公法』（一九九七年）、金世民の『韓国近代史と萬国公法』（二〇〇二年）、そして日本で出版された徐賢燮の『近代朝鮮の外交と国際法受容』（二〇〇二年）を含めると、三冊の本がすでに出版されており、博士論文もいくつか提出されている。また、この研究に参加している学者の専攻も、国際法学、政治学、外交史、法制史、歴史学、人文科学など、多様化している。このテーマに関する日中韓三ヶ国の学者の研究は、これからもますます深化していくことが期待される。

一方、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関する日中韓三ヶ国の学者の研

究を調べた結果、各国の学者達により長期にわたってなされてきた研究について、それぞれの国の研究を貫くような大きな議論が各国で各々に存在していることが分かった。即ち、日本では「国際法が自然法として日本へ受容されたか」という問題、中国では「中国にヨーロッパ国際法を最初に紹介したのは誰か」という問題および「丁韞良はなぜ『萬国公法』を翻訳したのか」という問題、そして韓国では、「(国際法の受容に)なぜ日本は成功し、朝鮮は失敗したのか」という問題および「国際法が最初に伝来したのはいつなのか」という問題を中心に議論がなされてきた。これらの議論を中心として、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関して各国で議論がなされてきたが、これらの議論には、各国に共通する以下のような流れがある。すなわち、問題が提起され、答えが探求され、その答えが支持・共有され、「通説」として定着し、また、その「通説」に反論が提起され、「通説」が修正され、その修正が支持され、新しい「通説」が形成されて定着する、といった流れで、各国の議論がなされてきたわけである。

ここで一つ興味深い点は、この三ヶ国の学者の議論の「方向性」をみると、意外にも相当の類似性があるということである。即ち、三ヶ国とも、「国際法の受容」のプロセスにおける自国の姿について、従来は「マイナス・イメージ」を持っていたのが、徐々に「プラス・イメージ」を持つようになってきているということである。

まず、日本の学者達は従来、「自然法としての国際法が受容され、宇内の公法・天理・天道などの形而上学的な規範と混同され、万国公法の内容も知らず西欧諸国と不平等条約を締結してしまったという、消極的で愚かな」日本のイメージを持っていたが、「自然法か否かにあまり執着せず、目の前に山積している懸案を解決するために、実用性のある国際法知識を積極的に身につけ、迅速に成長していく」日本のイメージを「再発見」しているのである。

また、中国の学者達も従来は、「西欧帝国主義の手先であるマーチンにより『萬国公法』が翻訳され、それを武器として西欧の侵略が激しくなっているにも関わらず、中華秩序の伝統観念にこだわり、『萬国公法』に興味も見せない、非現実的で哀れな」清国というイメージを持っていたが、「西欧帝国主義の収奪と中華秩序の束縛という厳しい状況の中であって、宣教師マーチンの翻訳した『萬国公法』をいち早く体得し、これを対外戦略の一環として利用していくために尽力している」清国のイメー

ジを「再発見」している。

そして韓国の学者達も従来は、「劣っていた日本でさえ「万国公法」の受容に成功したのに、朝鮮は、事大秩序観念から離れられず、時代の急激な変化も把握できず、「万国公法」の理解もできず、それを学ぼうともせず、結局日本に合併されていく、という消極的で無能な朝鮮のイメージを持っていたが、「西欧の圧力、清国の憂心、日本の圧迫といった、一目先も分からない状況の中にあつて、自国が生き残るために「万国公法」を必死に学び、現実に対応していく」朝鮮のイメージを「再発見」しているのである。

以上のように、三ヶ国とも、「19世東アジアにおける国際法の受容」というプロセスにおいて、自国に対する「マイナス・イメージ」を修正し、新しく「プラス・イメージ」を「再発見」している。そしての二つのイメージを繋げる「架橋」または「媒介」の役割として、日本では「自然法」が、中国では「マーチン」が、そして韓国では「日本」が選択されたのである。このような「プラス・イメージ」が「真実」（19世紀に本当に存在した姿）に近いものなのか、それとも、三ヶ国とも、自己主義的であり、自国に有利な「解釈」を学者達が作り出したのかは分からない。これに対する判断は、本稿の射程と、私の能力をはるかにこえるものであろう。

しかし、なぜ、三ヶ国では、同じものではなく異なるもの、例えば「自然法」、「マーチン」、「日本」が各々選択されたのかに関しては、以下のような二つの理由があるのではないかと考えられる。

まず、日本と他の二国（中国・韓国）は、「19世東アジアにおける国際法の受容」の問題に関する基本的な「立場」が異なる、という点を指摘しなければならない。即ち、日本の学者達の議論は、受容の「成功」を前提に行われるが、中国と韓国の学者達の議論は、受容の部分的または全面的「失敗」を前提に行われるのである。それ故、中国では、「西洋により強要された受容」とか「受容されたのは真の国際法ではなく不平等条約である」といった認識が、そして韓国では「日本の成功と韓国の失敗」とか「国際法の受容の失敗と近代外交の挫折」といった認識が、各々の国の学者達に長い間共有されている。そして、彼らの議論の対象は、彼らが共有しているこのような認識の中から、選択・採用されざるを得なかったというのがその一つの理由である。

もう一つの理由は、このテーマの研究に参加した学者達の専攻に関係する。即ち、この議論を主導する学者達は、各々が関心をもつ問題を提起し、それに対して議論を行ったということである。例えば、日本では、初期から一貫して国際法学者が議論の中心に立っていた。それ故、「自然法」の議論が可能であったのであろう。もし彼らが国際法を専攻としていなかったならば、おそらく他の問題が提起され、議論されたに違いない。また、中国では、王鉄崖のような国際法学者もいたが、具体的な議論は、多くの場合歴史学者を中心としてなされてきた。韓国においても、李漢基のような国際法学者が最初から問題の提起をしたとはいえ、全体的にこの議論を主導していたのは、外交史(国際関係史)・国際政治学の学者達であった。そのため、中国と韓国では「自然法」の議論はあまり盛り上がりせず、その代わりに、「マーチンの翻訳の動機や背景」や「最初の受容」といったテーマを中心として議論がなされることになったのではないかと考えられる。

より単純化すれば、上記の二つの理由により、『万国公法』の受容について、三ヶ国が同じテーマを設定せずに、日本の学者達は『万国公法』の「性質」に、中国の学者達は『万国公法』の紹介または翻訳の「主体」に、そして韓国の学者達は(日本との関係を意識しながら)『万国公法』の伝来の「時期」にこだわって、各々議論を行ってきたのではないと思われる。しかし、日中韓三ヶ国でこのように「異なる」議論が長く行われてきているが、上記の通り、三ヶ国とも「国際法の受容」のプロセスにおける自国の姿が「マイナス・イメージ」から「プラス・イメージ」の方向へ向かって来ているという相当に「類似した」結果を見せているのである。

二、今後の課題

いずれにせよ、本稿の準備をしているうちに私が今後の課題として見出したものは、極めて平凡なものである。即ち、我々の研究をより深化させるためには、学際間の、そして国境を越える学者たちの対話が今後より積極的に行われるべきであるということ、そして、我々が当然のこととして信じている前提、仮説、通説を、再度、批判的な観点から振り返ってみるべきであるということである。最後に、これらの問題に関して幾つかの点を指摘しておきたい。

第一に、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」というテーマの研究には、多くの異なる専門分野の学者達が参加している。勿論、これはかなり肯定的に評価できることであろう。しかし、このテーマは基本的に「国際法」の受容に関する問題である。従って、国際法学者が積極的に参加しない場合には、国際法の「内容」に関する議論が正しくない、あるいは歪曲される可能性が非常に高いということである。特に、現在の中国と韓国でこのような現象が著しく見られるように思われる。国際法の観点から見れば問題のある、または間違っている解釈ないし意見が、適切な根拠のないまま提示され、それが若手の学者達に「引用」、「孫引き」されているのである。このような問題を解決するためには、国際法学者達のより積極的な参加が何よりも必要だと思われる。また、逆に、国際法学者のみが参加する場合も、国際法の「受容」のさまざまな側面をカバーできなくなる。従って、参加する学者達の専攻の面において、バランスの取れた研究が最も望ましいと考えられる。

第二に、このテーマを研究している学者達の国際交流も非常に重要であろう。学者達によりなされた研究著作の、国家を超えた影響は、我々が推測するよりもはるかに強い。これは本稿で扱った「国際法が自然法として受容された」という日本の「通説」をめぐる議論からも分かることである。即ち、「国際法が自然法として受容された」という日本での「通説」が、日本の学者の著作およびHsuの著作を通じて、中国と韓国の学者に驚くべき影響を及ぼしている。1970年代に入ってから、日本ではすでにこの「通説」に対する反論が提示され、その内容が修正されていくにも関わらず、他国ではその後もそのまま引用され、自国に適用しようとする試みがあった。このような問題の解決には、三ヶ国の学者達の、より全面的な国際交流が何よりも大きく貢献するのではないかとと思われる。

第三に、学者達の国際交流が重要なもう一つの理由は、資料を共有する必要があることである。現在三ヶ国の学者が所有する資料が共有されれば、このテーマについての研究がはるかに成熟するものと思われる。何年前かに、日本のある学会で、『国際公法誌』(ハングルと漢文混用)という著作が新しく発見されたという報告がなされたことがある。私が本稿執筆のために資料収集を行っているうちに、偶然に、この著作に関して、韓国の学者と中国の学者がすでに『国際公法誌』についての問題提起をしていたということが分かった。その韓国の学者は、この著作に関して、

二つの論文で説明を行っている。最初の論文では、「『国際公法誌』は確かに、日本の学者の著作を誰かが韓国で翻訳したものであるが、原著が日本のどの著作かは分からない」としている。二番目の論文は、「日本の著作を翻訳しているのに、中国の表現が相当入っているのはおかしい」と述べている。また、中国の学者の論文では、「これは、日本の著作が中国で翻訳されたものである」とされている。私は、この『国際公法誌』という著作は、日本の著作を中国人が翻訳したものを、再び韓国で韓国人が翻訳した可能性が非常に高いと考える。このような問題も、三ヶ国の学者が資料を共有しながら議論をすることによって、すぐに解決できるものであろう。

第四に、この論文を準備しながら、私を感じた研究上の最大の問題は、「ヨーロッパ公法の性格」と「中華秩序の内容」に対する我々の理解と基本的な知識がはるかに足りないのではないかという点である。「ヨーロッパ公法の性格」と「中華秩序の内容」に対する十分な理解がなければ、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」というテーマの研究には当然大きな制約が生ずることになる。特に、「ヨーロッパ公法の性格」に関しては、その「道具性」のみがあまりにも強調され、その一側面がヨーロッパ公法の全てであるように理解されている。これは、コインの一面だけを研究しているものだと言っても過言ではない。19世紀東アジアでは、国際法は、ヨーロッパ諸国の侵略の武器・道具としての機能のみを果たし、ヨーロッパ諸国が逆に国際法により制約されたことは一切なかっただろうか。また、「中華秩序」に関する我々の理解もあまりにも曖昧で浅い。特に、「中華秩序」の内容に関する三ヶ国の学者達の理解には、多くの食い違いがあるように感じられる。「19世紀東アジアにおける国際法の受容」の問題をより深く考察していくためには、「ヨーロッパ公法の性格」と「中華秩序の内容」に対して我々が持っている、既存の前提、仮説、そして通説をもう一度徹底的に再分析および再評価する必要があると考えられる。

おわりに

日中韓の三ヶ国の学者達は、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」の問題に対してすでに長い間研究を重ねている。

日本ではすでに1920年代から、中国では1930年代から、そして韓国では1970年代

から始まり、様々な角度からこの問題を扱ってきた。彼らは、現在も、昼夜を問わず尽力し、新しい資料を発掘、整理、分析し続けているのである。

本稿は、このテーマに関して、日中韓三ヶ国の学者がどのような研究を行ってきたのか、そしてその研究を通じてどのような問題が提起され、いかに議論されてきたのかを考察することを目的とした。但し、本稿は、紙幅の制約と私の能力の限界により、これらの問題に対する三ヶ国の学者の研究業績の全てを細部にわたって検討することは避け、それぞれの国の研究を貫くような大きな議論が各々の国家に存在していたのか、そしてもし存在していたとするならばそれはどのようなものであったのかを分析することにより、このテーマに対して日中韓三ヶ国の学者が幅広く共有していた「問題意識」の内容を調べることを試みた。

その結果、日本では「国際法が自然法として日本へ受容されたか」という問題、中国では「中国にヨーロッパ国際法を最初に紹介したのは誰か」という問題および「丁韞良はなぜ『萬国公法』を翻訳したのか」という問題、そして韓国では、「(国際法の受容に)なぜ日本は成功し、朝鮮は失敗したのか」という問題および「国際法が最初に伝来されたのはいつなのか」という問題を中心に議論がなされてきたことが分かった。

もっとも興味深いことは、このようにして発掘された膨大な資料や研究が、三国とも異なる解釈を行うために使われているという点である。19世紀に東アジアで現れた現象の「真の姿」(truth)は一つであるはずであろうが、それに対して三カ国は各々異なる解釈をしている。そして、同じ一国内でも、ある時期に「通説」として人々に支持され定着したものが、時を経るに従って変化してゆく。そうであるとすれば、「19世紀東アジアにおける国際法の受容」に関しては、三カ国ごとに、そして時期毎に異なる無数の「イメージ」が存在し、これからもそうであるのではなからうか。

しかし、このような現実には屈服してはならない。「19世紀東アジアにおける国際法の受容」というテーマに関して、三カ国の学者達が行ってきた研究が、「真実」(19世紀に本当に存在した姿)に近いものなのか、それとも、三ヶ国ともが自己主義的であり、自国に有利な解釈を学者達が作り出したのかは、現段階ではまだ断定できない。ただ、今後我々が出来ることは、自己主義的解釈を乗り越え、19世紀の東ア

ジアに存在していた「真実」を追究するために、学際間・国家間交流をより活発に行うと同時に、我々が当然のこととして信じている研究上の事実、前提、仮説、通説を、再度、批判的な観点から振り返りながら、不断の研究と対話を続けていくことであろう。

「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容」に関する 主な著作目録

一、概観

この「著作目録」は、「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容」に関して書かれた日本、中国、韓国の学者達の著作を整理したものである。多くの著作は、本論文の(一)、(二)、(三)で引用された著作と重複するが、ここではそれらの著作の「目次」まで整理・翻訳し、各々の論文の中で扱われている内容が一目で分かるよう心がけた。作成方式は以下の通りである。

1. 年度順に整理しているが、複数の著作を発表している学者の著作は、年度に関係なく一箇所に載せた。
2. 韓国の学者の著作は、翻訳可能な限り日本語に訳した。ただ、タイトルは韓国語と日本語の訳を併記した。翻訳が困難な場合やそれが不可能な場合は、ハングルをそのまま載せた。
3. 中国の学者の著作は、翻訳をせずにそのまま載せた。
4. もともと目次がない著作(特に中国の著作に多い)は、目次を新しく作らずそのまま載せた。また、本稿と直接関係のない著作や、同じ著者の著作で内容が重複する部分は、適宜目次を省略した。
5. 引用方式は可能な限り各国の方式に従った。ただし、同じ学者の場合は、「——」を使用した。
6. 著作目録作成の便宜上、原著の目次番号の付け方を変更したものが一部ある。

7. 日中韓三ヶ国の中の一ヶ国の学者の著作が、その他の二国を扱っている場合は、その学者の国籍国の中に分類した。
8. 日中韓三ヶ国以外の国の学者による英語の著作は、その著作が対象にしている国の一番後ろに載せた。
9. 順番は、日本、中国、韓国の順である。

二、日本

高橋作衛、「日本における国際法の進歩」『国際法雑誌』第三卷二号（1904年）。

———、「明治時代に於ける国際法研究の発達（一）－（五）」『法学協会雑誌』第三〇卷第十号、十一号、十二号、第三一卷第四号、五号（1912年、1913年）。

：一、普佛戦争の際に於ける本邦局外中立法規の研究、二、白露奴隸船「マリヤ・ルーツ」号事件、三、清佛事件の際に於ける局外中立法の研究、四、条約改正と国際法研究の進歩、（一）如何なる有様に条約を改正すべきかの研究、（二）条約改正と国法編纂、（三）条約改正と萬国条約加盟、五、日清日露二戦役と国際法の発達

尾佐竹猛、「幕末における国際法」『法学志林』第十六卷第六、七、八、九号（1914年）。

：一、主権の所在、二、外交機関の待遇、三、局外中立、四、榎本軍の行動

———、『維新前後に於ける立憲思想』文化生活研究会（1925年）。

———、『国際法より観たる幕末外交物語』文化生活研究会（1926年）。

：一、国際法の研究、二、主権者、三、外交官、四、条約、五、局外中立、六、居中調停、七、戦争、付録：（一）、生麦事件の真相、（二）小栗上野介の遺物、（三）幕末における海外使節の話、（四）甲鐵艦問題と陸奥宗光

———、『国際法より観たる幕末外交物語』（第二版）邦光堂（1930年）。

：増補：一、徳川幕府と佛蘭西との密約に就て、二、佛人モンブラン新説書、三、外交上より観たる江戸城明渡

———、『近世日本の国際観念の発達』共立社（1932年）。

：一、国体の自覚と国際観念、二、国際場裡への進出、三、萬国公法思想の移入、四、世界地理書の普及、五、遣使使節、六、海外貿易、七、開国水府太郎、「日本の国際法学者」『外交』第二卷第四号、五号（1916年）。

吉野作造、「明治初期政治学関係文献概目」『国家学会雑誌』第三九卷十二号（1925年）。

——、「明治初期政治学関係文献解題（一）」『国家学会雑誌』第四〇卷第四号（1926年）。

——、「我国近代史における政治意識の発生」『政治学研究（二）』岩波書店（1927年）。

：一、問題の意義、二、「公道」の観念、三、「公道」観念の引援を促した事情、（一）加藤弘蔵著『交易問答』、（二）建白上書、（三）排外思想の由来、（四）対外的状勢の一面、四、「公道」観念の引援に便宜なりし事情、（一）萬国普通の法、（二）丁臈良の『萬国公法』、（三）當年の公法観、（四）神道家の公法観、五、開国方針の宣明、六、結論

大平善梧、「国際法学の継受」『拓殖大学論集』第七卷第一号（1936年）。

：一、国際法の研究、二、明治政府樹立と開国

——、「国際法学の移入と性法論」『一橋論叢』第二卷第四号（1938年）。

——、「三つの開国」『現代法学の諸問題』勁草書房（1952年）。

：一、三つの開国、二、第一の開国—大陸文化の摂取の態度—、三、第二の開国—欧米文化の受容の態度—、四、第三の開国—日本の世界観再建の態度—

——、「日本の国際法の受容」『商学討究』第四卷第三号（1953年）。

：一、日本の開港と国際法、二、日本における国際法研究の端初、三、明治維新と国際法

藤田東一郎、「西周の軍人用国際法」『明治文化』第十三卷第八号（1940年）。

横田喜三郎、「我国に於ける国際法の研究」『東京帝国大学学術大観、法学部・経済学部』（1942年）。

——（Yokota Kisaburo）, “International Adjudication and Japan”, *The Japanese Annual of International Law*, No.17 (1973).

: Introduction, (1) Pre-Russo-Japanese War Period, (2) Period between Russo-Japanese War and World War II, 1. The Reasons Japan's Attitude became Negative, 2. The Number of Arbitration Treaties concluded by Japan is very small, 3. The Negative Characteristics of Adjudication Treaties concluded by Japan, 4. The Adjudication Treaties were concluded based on the Political Motives, (a) The Treaty with the U.S.A., (b) The Arbitration and Judicial Settlement Treaty with Switzerland, (c) Judicial Settlement Treaty with the Netherlands, 5. Japan opposed the "Optional Clause", (3) After World War II, 1. Acceptance of Optional Clause, 2. Actual Attempt to submit Disputes to the International Court of Justice, (a) The Dispute with Australia concerning the Pearl Shells fishing in the Arafura Sea, (b) Disputes with Korea concerning Sovereignty over Takeshima Island, (c) Dispute with New Zealand concerning the Fishing

信夫淳平、「我国に於ける戦時国際法の発達」『国際法外交雑誌』第四二巻第一号(1943年)。

——— (Shinobu Junpei), "Vicissitudes of International Law in the Modern History of Japan", 『国際法外交雑誌』第五〇巻第二号 (1951年)。

: (1) Introduction, (2) Some Factors which give impetus to its Development, 1. Awakening of the Shogunate Government, 2. Troublesome questions relating to Neutrality: the Stonewall Case, 3. Struggle for Equality with Occidental Nations through Revision of Treaties, 4. Experiences in the Wars in which Japan was engaged, 5. Lectures, Writings and Other Cultural Activities by Law Scholars, 6. Participation in Principal International Conference connected with the Law of Nations, (3) Conclusion

Yuichi Takano, "International Law – Development of its Research in Japan", *The Japan Science Review; Law and Politics*, No.4 (1953).

Kuriyama Shigeru, "Historical Aspects of the Progress of International Law in Japan", *The Japanese Annual of International Law*, No.1 (1957).

植田捷雄、「日本の近代化と国際法：特に中国との比較において」『紀要日本近代史

学 (一)』(1958年)。

Yasuo Ishimoto, "International Arbitration in the Meiji Era", *The Japanese Annual of International Law*, No.7 (1963).

: (1) Introduction, (2) The Maria Luz Case: Japan-Peru, (3) The Peiho Case: Japan-United States, (4) The Japanese Immigrants Case: Japan-Hawaii, (5) Japanese House Tax Case: Japan-Great Britain, Germany, France

筒井若水・広部知也、「国際法」『ジュリスト学説100年史』ジュリスト第四〇〇号(1968年)。

: はじめに、一、明治時代、(一) 幕末から明治二十八年まで、(二) 明治二十八年から明治の終わりまで、二、大正時代、三、昭和時代(第二次世界大戦前)、四、昭和時代(第二次世界大戦後)

住吉良人、「西欧国際法学の日本への移入とその展開」『法律論叢』第四二巻第四・五・六合併号(1969年)。

: 一、はじめに、二、万国公法に関する文献の移入、(一) 丁臚良の万国公法とその関連和訳、翻訳本、(二) 日本における原典翻訳書、三、初期国際法学の認識と展開、四、むすびに

————、「Henry Wheaton, *Elements of International Law*, 1836. 丁臚良(W.A.O. Martin) 万国公法一卷(同治三年、1864)、瓜生三寅・交道起源一名万国公法全書一号(慶応四年、1867)」『法律論叢』第四四巻第二・三合併号(1970年)。

————、「明治初期における国際法の導入」『国際法外交雑誌』第七一巻第五・六合併号(1973年)。

: 一、前提とすべき問題について、二、万国公法に関する文献の移入、(一) 慶応四年の出版本について、(二) 明治初期における翻訳、注釈本、(三) その他の関連する書物、三、丁臚良と性法の導入について

————、「John Peter Stern, *The Japanese Interpretation of the "Law of Nations", 1854-1874*, Princeton University Press, 1979, xiv+172pp.」『国際法外交雑誌』第七九巻第五号(1980年)。

伊藤不二男(Ito Fujio), "One Hundred Years of International Law Studies in Japan", *The*

Japanese Annual of International Law, No.13 (1969).

: (1) Its Introduction during the Meiji Era, (2) Its Development during the Sino-Japanese and the Russo-Japanese Wars, (3) Its Development during the Early 20th Century, (4) Its Development since World War I

———、「近代日本法思想史：国際法」『近代日本法思想史大系（第七巻）』（1979年）。

: 一、開明期における翻訳書による国際法の理解、(一) 留学生の派遣、(二) 恵頓著・丁韋良訳『万国公法』、(三) その他の翻訳書、(四) この時期における国際法の理解、二、明治中・後期における日清戦争と日露戦争に関する国際法の実証的研究、(一) 国際法に対する関心の向上、(二) 日清戦争と日露戦争に関する国際法の実証的研究、(三) ウェストレーキなどのヨーロッパの国際法学者の影響、三、明治後期から大正における国際法の体系的的研究、(一) 国際法の体系書、(二) 欧米の国際法学者の影響、四、昭和における国際法の基本的研究と特殊研究、(一) 基本的な研究、(二) 世界的傾向の反映、(三) 特殊研究

Otsuka Hirohiko, “Japan’s Early Encounter with the Concept of the ‘Law of Nations’”, *The Japanese Annual of International Law*, No.13 (1969).

: (1) Introduction, (2) International Law, (3) Sovereign, (4) Treaties, (5) Extraterritoriality, (6) Neutrality, (7) Succession of External Debt

田岡良一、「西周助『万国公法』」『国際法外交雑誌』第七一卷第一号（1972年）。

: 一、表題の説明、二、オランダ留学、三、本書の内容、目次、四、泰西公法という語、五、述語創造の苦心

一又正雄、「明治及び大正初期における日本国際法学の形成と発展：前史と黎明期」『国際法外交雑誌』第七一卷第五・六合併号（1973年）。

: 一、前史、(一) 四先覚者の明治時代、1. 西周、2. 津田真道、3. 箕作麟祥、4. 福地源一郎、(二) 明治初期の政府要人の国際法観、(三) お雇外国人の役割、二、黎明期の時代的背景と先覚者、(一) 時代的背景—日本国際法学勃興の導火線となった諸問題、(二) 黎明期の先覚者、1. 鳩山和夫、2. 穂積陣重、3. 東京大学における国際法教育、(四) 霞ヶ関の先

駆者たちとデニソン、1. 小村寿太郎、2. 原敬、3. 安達峰一郎、4.
デニソン

——、『日本の国際法学を築いた人々』日本国際問題研究所 (1973年)。

：一、前史、(一) 四先覚者の明治時代、1. 西周、2. 津田真道、3. 箕作麟祥、4. 福地源一郎、(二) 明治初期の政府要人の国際法観、(三) お雇外国人の役割、1. ジュ・ブスケ、2. ペシャイン・スミス、3. ボアソナード、4. ロエスレル、5. ピゴット、6. パテルノストロ、二、黎明期の時代的背景と先覚者、(一) 時代的背景—日本国際法学勃興の導火線となった諸問題、1. 函館戦争と局外中立、明治新政府の承認、2. ハワイ行き日本労働者問題、3. 普仏戦争の際における局外中立、4. 蕃社事件、5. マリア・ルス号事件、6. 朝鮮問題、7. 清仏事件の際における局外中立問題、8. 条約改正問題、9. ラヴェンナ号事件、10. 日清戦争、11. 日露戦争、12. 日韓関係、13. 中国革命と内乱、(二) 黎明期の先覚者：1. 鳩山和夫、2. 穂積陳重、(三) 東京大学における国際法教育、(四) 霞ヶ関の先駆者たちとデニソン、1. 小村寿太郎、2. 原敬、3. 安達峰一郎、4. デニソン、三、専攻国際法学者の誕生、(一) 千賀鶴多郎、(二) 有賀長雄、(三) 寺尾亨、(四) 高橋作衛、(五) 中村進午、四、国際法学会の創立と育成、(一) 山田三良と立作太郎と山川端夫、1. 山田三良、2. 立作太郎、3. 山川端夫、(二) 国際法学会の創立、(三) 『国際法雑誌』の創刊、(四) 国際法学会の活動と関連事業、1. 月例会合、2. 国際法協会日本支部の創立、3. 国際連盟協会設立の支援、4. グローチウス名著出版三百年記念懸賞論文の募集、5. 国際法法典編纂研究委員会、五、日本国際法学の推進者、(一) 織田満、(二) 信夫淳平、(三) 遠藤源六、(四) 松田道一、(五) 長岡春一、(六) 菊池駒次、(七) 松原一雄、(八) 板倉卓造、(九) 杉村陽太郎、(十) 蜷川新、(十一) 高柳賢三、(十二) 泉哲、(十三) 大沢章、(十四) 深井英五、(十五) その他：尾佐竹猛、恒藤恭、岡康哉、美濃部達吉、六、外務省を中心として、(一) 外務省と国際法調査一取調局から条約局へ (付、明治時代の外交官試験問題の一例)、(二) 国際会議、1. 第一回ヘーグ平和会議、2. 日露講和会議、3. 第二回ヘーグ平

和会議、4. 戦地軍隊における傷者及病者の状態に関する条約、5. ロンドン海鮮法規会議、6. パリ講和会議、7. ワシントン会議、8. 国際連盟、(三) ペイティとレイ、1. ペイティ、2. ジャン・レイ、まとめ

松井芳郎、「近代日本と国際法(上)(下)」『(季刊)科学と思想』第十三号、第十四号(1974年)。

: はじめに、一、日本の開国、二、明治初期の日本と国際法、三、独立へのもう一つの道、四、「欧化」と条約改正、結びにかえて

粕谷進、「日本の開国と国際法」『経済集志』第四四卷第三、四号(1974年)。

: まえがき、一、日本鎖国下の欧米諸国、二、和親条約、三、通商条約、四、開国と国際法

香西茂、「幕末開国期における国際法の導入」『法学論叢』第九七巻第五号(1975年)。

: 一、ペリーの来航と神奈川条約(一八五三年-五四年)、二、スターリングの渡航と日英協約(一八五四年)、三、プチャーチンの来航と日露条約(一八五四年-五五年)、四、ハリスの来日と修好通商条約(一八五六年-五八年)、五、エピローグ

佐藤慎一、「文明と『万国公法』: 近代中国における国際法受容の一側面」『国際政治思想と対外認識』(祖川武夫編) 創文社(1977年)。

: 一、問題の所在、二、『万国公法』の翻訳: 官人の対応とマーティンの説得の論理、三、洋務期『外交官』の認識: 薛福成の場合、四、変法派の場合: 「大同」と『万国公法』、五、革命派の場合: 「文明之排外」と国際法——、「鄭観応について—“万国公法”と“商戦”」(一・二・三)、『法学』第四七巻四号(1983年)、第四八巻四号(1984年)、第四九巻二号(1985年)。

広瀬知子、「国際社会の変動と国際法の一般化—19世紀後半における東洋諸国の国際社会への加入過程の法社会学的分析—」『国際法学の再構築(下)』東京大学出版会(1978年)。

: 一、国際社会の変動過程における国際法の法社会学的考察の試み、(一) 問題提起、(二) 仮説、(三) 分析方法、二、東洋諸国の国際社会への加入過程における国際法の構造と機能、(一) 東洋諸国の国際社会への加入過程に二重構造、(二) 国家承認の要件—その構造—、(三) 国家承認の要件—

その機能一、(四) 国際法の一般化と国際関係の組織化—社会的背景一、
三、意義と問題点、今後の課題

——、「アジアにおける近代国際法の受容と適用」『東アジア近代史』第三号(2000年)。

松隅清、「ホイートンの『国際法原理』探訪」『八幡大学社会文化研究所紀要』第四号(1978年)。

安岡昭男、「万国公法と明治外交」『明治前期大陸政策史の研究』法政大学出版社(1998年)(初出『政治経済史学』200号、1983年)。

: 序、一、新政府と万国公法、(一) 神戸事件、(二) 列国の局外中立、(三) 外国公使参朝、(四) 堺事件、(五) 京都事件、(六) 徳川家処分、(七) 蝦夷地対策、二、対清韓交渉と万国公法、(一) 日清修交条規、(二) マリア＝ルス号清国苦力解放、(三) 清帝謁見問題、(四) 台湾出兵、(五) 琉球問題、(六) 対韓交渉、(七) 巨文島事件と李鴻章、(八) 日清開戦、三、識者の万国公法観、(一) 木戸孝允、(二) 広沢真臣、(三) 岩倉具視、(四) 山県有朋と西周、(五) 中村正直・福澤諭吉・植田枝盛・小野梓、(六) 陸羯南、(七) 會根俊虎、結

——、「日本における万国公法の受容と適用」『東アジア近代史』第二号(1999年)。

: はじめに、一、万国公法との出会い、二、幕府オランダ留学生西周の五科学習、三、漢訳万国公法の流布と反応、四、戊辰戦争と万国公法、五、明治前期における万国公法の和訳・著述、六、新政布告と万国公法、七、学校科目にみる万国公法・国際法、八、御雇外国人たちの寄与、九、識者・要人の万国公法観、十、対欧米外交交渉と万国公法、(一) 神戸事件、(二) 堺事件、(三) 外国公使参朝と英公使襲撃事件、(四) ハワイ出稼ぎ人召還、(五) 横浜英仏駐屯軍、(六) 独仏戦争に対する局外中立、(七) 岩倉使節の派遣、(八) キリスト教問題、(九) マリア・ルス号事件と露帝裁決、(十) 千島艦事件(ラヴェンナ号事件)、(十一) 条約改正交渉、(十一)、近隣外交における万国公法の適用、(十二)、清国との修交、(十三)、台湾・琉球問題、(十四)、朝鮮国との交渉、おわりに

Oda Shigeru, “International Law in a Multi-Cultural World – Japan’s Encounter with the Law of Nations in the 19th Century”, in *The Spirit of Uppsala*, W. de Gruyter (1984).

———, “One Hundred Years of the Japanese Association of International law and Fifty Years of the ICJ”, in Nisuke Ando ed., *Japan and International Law: Past, Present and Future*, Kluwer Law International (1999).

Onuma Yasuaki, “Japanese International Law’ in the Prewar Period: Perspectives on the Teaching and Research of International Law in Prewar Japan”, *The Japanese Annual of International Law*, No.29 (1986).

: Introduction, (1) Historical Background, 1. Japan as a Quasi-member of the “Chinese World Order”, 2. Forced Accession to the Eurocentric International Order, (2) Teaching and Research of International Law in Prewar Japan, 1. Statist and Practical Approach, (a) Statism in Education, (b) Statist Tendency in International Law, (c) Pragmatism in International Law, 2. Upgrading of the Discipline and Persistence of the Statist Tendency, (a) Institutionalization of the Discipline, (b) Improvement in Quality of the Discipline, (c) Persistency of the Statist Tendency, 3. Eurocentrism and Passivism, (3) Conclusion

———, “When was the Law of International Society born? – An Inquiry of the History of International Law from an Intercivilizational Perspective”, *Journal of the History of International Law*, Vol. 2, No. 1 (2000).

: (1) The History of International Law and the Notion of International Law, 1. The Link between the History and Notion of International Law, 2. The Notion of International Law Held by Major Publicists, 3. The Problem of Eurocentrism: Perspective vs. Historical Record, or Both?, (2) The Coexistence of Regional Civilizations in the Pre-Twentieth Century World, 1. The Peculiarity of Today’s World, 2. The Sinocentric Tribute System in East Asia, 3. The Muslim World and the Siyar, 4. The Decentralized Structures and Christianity in the European World, (3) The Globalization of Eurocentric Ordering of the World in the Nineteenth Century, 1. The “Collision of Two

Civilizations”, 2. Conflicts of Two Universalistic Systems in East Asia, 3. The Collapse of the Islamocentric System of World Ordering, 4. The Partition of Africa and the “Law of Civilized Nations”. 5. The Collapse of the Sinocentric System of World Ordering, (4) In Search of Overcoming the Westcentrism in International Law, 1. Earlier Criticism of Modern Eurocentrism, 2. Problems of Prevailing Concepts and Terminology, 3. A View from an Intercivilizational Perspective.

田中忠、「我が国における戦争法の受容と実践—幕末、明治期を中心に—」『国際法、国際連合と日本』弘文堂（1987年）。

：一、はじめに、二、日本の国際法受容とその素地、三、国際法学の輸入とその理解、四、我が国初期の戦争法実践、五、日清戦争以降の戦争法実践、六、結びに代えて

田中彰、『日本近代思想大系（1）：開国』岩波書店（1991年）。

：一、開国勸告と黒船来航、二、万国公法（抄）、（一）万国公法目次、（二）万国公法第一卷第二章、三、海防意見書、四、外国人応接の記録、五、瓦版と風聞書、六、中国紀行、七、国家体制改革案、八、ジョセフ・ヒコ関係文書、九、米欧回覧、解説、文献解題：『万国公法』（井上勝生）

加藤周一・丸山真男、『日本近代思想大系（15）：翻訳の思想』岩波書店（1991年）。

：一、翻訳の地平、（一）万国公法（重野安繹訳）、二、翻訳書の意見、三、解説、（一）明治初期の翻訳、（二）『万国公法』成立事情と翻訳問題—その中国語訳と和訳をめぐる—（ジャン・ジャン、張嘉寧）、四、文献解題、（一）万国公法（ジャン・ジャン、張嘉寧）

張嘉寧（ジャン・ジャン）、『万国公法』成立事情と翻訳問題—その中国語訳と和訳をめぐる—、加藤周一・丸山真男、『日本近代思想大系（15）：翻訳の思想』岩波書店（1991年）。

：一、はじめに、二、『万国公法』翻訳以前の国際法意識、三、W・A・P・マーティンの登場と積極的な動き、四、中国語訳『万国公法』の翻訳過程、五、『万国公法』の翻訳問題

張嘉寧（ジャン・ジャン）、『万国公法』、加藤周一・丸山真男、『日本近代思想大

系（15）：『翻訳の思想』岩波書店（1991年）。

：一、原著について、二、漢訳の移入と和訳の位置づけについて

丸山真男・加藤周一、「『万国公法』をめぐる」『翻訳と日本の近代』岩波新書（1998年）。

：一、幕末のベストセラー、二、英語・中国語・日本語を対照する、三、伝統的な言葉をどう訳したか、四、法意識の問題、五、“国体”という言葉、六、訳せなかったもの

戸田文明、「幕末洋学者の国際認識—畢洒林述・西周訳『万国公法』を中心に—」『日本洋学史の研究』（有坂隆道編）創元社（1991年）。

武山真行、「唐通事による『和解万国公法』」『近代日本の形成と宗教問題』中央大学人文科学研究所研究叢書（九）中央大学出版社（1992年）。

：はじめに、一、『和解万国公法』長崎本と翻訳者、（一）『和解万国公法』長崎本、（二）和訳された時期、（三）翻訳者について、二、『和解万国公法』東京本と所蔵の変遷、（一）『和解万国公法』の東京本、（二）所蔵の変遷、むすびに

坂本多賀雄、「万国公法と文明世界」『日本は自らの来歴を語りうるか』筑摩書房（1994年）。

：一、国際社会と軍事力の行使、二、「文明」と「野蛮」、三、「万国公法」と「弱肉強食」、四、「万国対峙」と「文明の戦争」、五、戦争違法化と平和主義、六、「普通の国」として

Hisashi Owada, “Japan, International law and the International Community”, in Nisuke Ando ed., *Japan and International Law: Past, Present and Future*, Kluwer Law International (1999).

: (1) Introduction, (2) The Historical Experience of Japan with the Law of Nations, 1. The Revision of Unequal Treaties, 2. The Yokohama House Tax Case, (3) Distinguishing Characteristics of Japanese Jurisprudence in International Law, 1. Scrupulous but Passive Observance of the Law, 2. Conservatism in Approach to International Law, 3. Dominance of Analytical Approach to the Law, 4. Paucity of Sociological Approach to the Law, (4)

Conclusion: Prospects for the Future

大畑篤四郎、「東アジアにおける国際法（万国公法）の受容と適用」『東アジア近代史』第二号（1999年）。

堀口修、「金子堅太郎と国際公法会—日本の条約改正問題をめぐる国際論議によせて—」『東アジア近代史』第二号（1999年）。

：はじめに、一、国際公法会への出席経緯、二、アメリカ・イギリスでの活動、三、国際公法会での活動、四、報告書の提出、おわりに

川島真、「中国における万国公法の受容と適用：「朝貢と条約」をめぐる研究動向と問題提起」『東アジア近代史』第二号（1999年）。

：はじめに、一、万国公法の受容と適用のあり方：佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会（一九九七年）に主に依拠して、（一）万国公法の翻訳、（二）万国公法に対する認識、（三）洋務・変法・革命と万国公法、（四）万国公法の適用、二、「万国公法の受容と適用」をいかに位置づけるか—先行研究の整理と展望、（一）坂野正高の諸研究、（二）官僚の内面をえぐるようとする研究—研究の内在化、（三）朝貢システムと条約システムをめぐる諸論調、1. ネットワーク・海域、主権・宗主権、2. 貿易史研究からの提言、3. 「清」から「中国」への近代的再編、三、問題提起、（一）万国公法受容をめぐる求心力と遠心力—中央・地方関係からの提言、（二）中国における「国際法」受容時期をめぐって、おわりに

——、「中国における万国公法の受容と適用・再考」『東アジア近代史』第三号（2000年）。

：はじめに、一、朝鮮をめぐる「属国体制」初探：一八八〇年代後半の「清季外交資料」、二、文化としての万国公法から文明としての万国公法—ハーグ平和会議という契機、おわりに：受容と適用の三形態—テキスト・手続き・価値解釈

藤田久一、「東アジアにおける近代史の展開」の諸報告について『東アジア近代史』第三号（2000年）。

茂木敏夫、「中国における近代国際法の受容：「朝貢と条約の並存」の諸相」『東アジア近代史』第三号（2000年）。

：はじめに一中国近代思想史研究と「万国公法」、一、伝統的価値体系のとらえた「万国公法」、(一) 郭嵩焘の場合、(二) 刘锡鸿の場合、二、在外華人保護論における“朝貢と条約”、三、中華秩序像の展開—むすびにかえて野澤基恭、「日本における近代国際法の受容と適用：高橋作衛と近代国際法」『東アジア近代史』第三号（2000年）。

：一、はじめに一近代国際法とは、二、日本における近代国際法の受容、(一) 普仏戦争における局外中立、(二) マリア・ルス号事件、(三) 条約改正、(四) 日清・日露戦争、三、おわりに

伊藤信哉、「19世紀後半の日本における近代国際法の適用事例：神戸税関事件とスエレス事件」『東アジア近代史』第三号（2000年）。

：はじめに、一、国家責任の成立と解除、二、神戸税関事件、(一) 事件の発生、(二) 本格的交渉の開始、(三) 国際法違法行為の確認、(四) 小括、三、スエレス号事件、(一) 事件の発生、(二) 交渉の開始、(三) 国際法違法行為の確認、(四) 小括、四、比較と考察、おわりに

塚本考、「日本の領域確定における近代国際法の適用事例：先占法理と竹島の領土編入を中心に」『東アジア近代史』第三号（2000年）。

：一、領土取得方法としての「先占」、二、幕末明治における領土確定・外郭島嶼の編入、三、竹島の領土編入と先占の法理、四、補遺：大正昭和の事例

坂本茂樹、「明治38年の光と影：日本における条約法研究の軌跡」『日本と国際法の100年（一）：国際社会の法と政治』三省堂（2001年）。

：はじめに、一、明治三十八年の先例が提起したもの—国力伸張への渴望、(一) 第二次日韓協約の締結と明治初期の研究者の役割、(二) 家屋税事件判決の波紋—国力培養への傾斜、(三) 大正・昭和初期の日本の条約実践—国際法軽視の傾向、二、戦後日本の実践—条約法会議から見えてくるもの、おわりに

柳井俊二、「日本外交にける国際法」『日本と国際法の100年（一）：国際社会の法と政治』三省堂（2001年）。

：はじめに、一、国際法の視点から見た日本外交史、二、日本外交の実際

と国際法、三、日本における外交と国際法学会との関係、おわりに

明石欽司、「日本の国際法学「対外発信」の100年：欧文著作公刊活動を題材として」

『日本と国際法の100年（一）：国際社会の法と政治』三省堂（2001年）。

：はじめに、一、初期「対外発信」、（一）日本の法制度紹介、（二）日清戦争と「対外発信」、（三）日露戦争と「対外発信」、二、一九〇〇年代初頭における「対外発信」、（一）理論研究の開始、（二）戦間期：日本人の国際的活動の展開と理論研究の継続、（三）日中戦争と「対外発信」、三、第二次大戦後の「対外発信」、（一）「対外発信」の再開から一九八〇年代まで、（二）一九九〇年代における「対外発信」、むすび

———、「19世紀後半における日本の国際法受容と日朝関係」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝国の対応』Korea Foundation 二〇〇一年度共同研究プロジェクト研究成果報告書（研究代表者：柳原正治）（2002年）。

：一、幕末期における日本の国際法受容の特徴、二、明治初期の日本による国際法の活用と日朝関係、（一）明治初期日本の国際法観と国際社会観、（二）明治初期対朝鮮政策における国際法の活用、（三）明治初期日本の対朝鮮観、三、日清・日露戦争における日本の国際法観と日朝関係、（一）日清・日露戦争期における日本の国際法観、（二）日清・日露戦争期における日本の対朝鮮政策と国際法、むすびに

———（Akashi Kinji），“Japanese ‘Acceptance’ of the European Law of Nations: A Brief History of International Law in Japan c. 1853-1900”，in Stolleis & Yanagihara eds., *East Asian and European Perspectives on International Law*, NOMOS Verlagsgesellschaft (2004).

：Introduction, (1) Traditional View and Quandary, 1. Traditional View: “Japan Accepted International Law as Natural Law”, 2. Causes of Quandary, (2) Evidence: Diplomatic Intercourse, (3) Evidence: Works by Japanese Scholars published in Europe, 1. Background, 2. Negotiation for Revising the Unequal Treaties and Japanese Publicists, 3. The Chino-Japanese Publicists, Concluding Remarks

柳原正治、「主権平等と保護国—「有賀・立保護国論争」を中心として」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝国の対応』Korea Foundation 二〇〇一年度共同研究プロジェクト研究成果報告書（研究代表者：柳原正治）（2002年）。

：一、はじめに、二、“有賀・立保護国論争”、（一）有賀長雄、立作太郎の諸著作、（二）論争の意義、1. 主権・独立の意味、2. 保護国の類別、3. 国際法方法論—法律論と政治論の分離、4. 韓国の独立と保護国化・併合、三、宗主権・属領と帝国主義国・保護国との相違、四、日本における近代ヨーロッパ国際法の受容過程と帝国主義、（一）日本における近代ヨーロッパ国際法の受容過程—時代区分一、（二）世界植民地体制と日本

John Peter Stern, *The Japanese Interpretation of the “Law of Nations”, 1854-1874*, Princeton University Press (1979).

R.P. Anand, “Japan and International Law in Historical Perspective”, in Nisuke Ando ed., *Japan and International Law: Past, Present and Future*, Kluwer Law International (1999).

：(1) Traditional International Law-European Law Writ Large, (2) Japan Forced to open its Doors, (3) Japan after the Second World War, (4) Human Rights and Japanese Law, (5) Victories of Peace, (6) Need for a New Law of Cooperation
———, “Family of ‘Civilized’ States and Japan: A Story of Humiliation, Assimilation, Defiance and Confrontation”, *Journal of the History of International Law*, Vol.5 (2003).

：(1) Modern Universal International Law, (2) Universality of International Law: A Recent Phenomenon, (3) Emergence of Modern International Law, (4) European Trade with Asia, (5) European go to East Asia, (6) Japan’s Distinct Development before the 19th Century, (7) Period of Isolation in Japan, (8) The United States takes the Initiative to open Japan, (9) The US Consul Arrives, (10) Unequal Treaties, (11) The Meiji Restoration, (12) Period of Humiliation, (13) Period of Assimilation, (14) Adoption of Western Laws and International Law, (15) Japan’s Introduction to International Law, (16) International Law

Applicable only to European “Civilized” States or States of European Origin, (17) Japanese Determination to Westernize, (18) Japan Learns Imperialist Ways, (19) The Chino-Japanese War and International Law, (20) Certificates or Recommendations from Eminent International Lawyers, (21) Japan forced to Retreat, (22) Japan joins the Imperialist Powers, (23) Russo-Japanese War, (24) Japanese Exploitation of its Colonies, Taiwan and Korea, (25) Japan’s Rising Expectations, (26) 21 Demands on China, (27) The Japanese Monroe Doctrine, (28) Japan forced to Roll Back, (29) Japan Humiliated and Depressed, (30) The Tanaka Memorial, (31) Policy in Manchuria, (32) Japan Moves deeper into China, (33) Imperial Proclamation of War, (34) Japan Occupied, (35) The Tokyo War Crimes Tribunal, (36) A New “Peace Constitution” for Japan, (37) Pacifism in Japan, (38) Right of Self-Defense under the Japanese Constitution, (39) The Constitution of Japan and the UN Collective Security System, (40) Summary

三、中国

Cheng Tehsu, “International Law in Early China”, *The Chinese Social and Political Science Review*, XI, 1927.

徐传保：《先秦国际法之遗迹》，商务印书馆1931年版。

蒋廷蔽 (Chang, T.F.), “Bismarck and the Introduction of International Law into China”, *The Chinese Social and Political Science Review*, 15-4, 1931.

———：《国际公法输入中国之起始》，国立清华大学政治学会出版《清华大学政治学报》（创刊号）1933年6月。

陈顾远：《中国国际法溯源》，商务印书馆1934年版。

刘达人、袁国钦：《国际法发达史》，商务印书馆1936年版。

李抱宏：《国际法之初次输入中国问题》，《外交研究》1939年第1卷第6期。

———：《中美外交关系》，商务印书馆1940年版。

Immanuel C.Y. Hsü (徐中约), *China's Entrance into the Family of Nations: The Diplomatic Phase 1858-1880*, Harvard University Press, 1960.

: (1) Prologue-The Meeting of the Western and Eastern Families of Nations, PART I. The Establishment of Foreign Legation in China, 1858-1861, (2) The Resident Minister Issue: The Diplomatic Prelude, (3) The Tientsin Negotiations, (4) The Shanghai Tariff Conference, (5) Personality and Diplomacy: A Study in Leadership, (6) The Resident Minister Issue after Taku, (7) The Ideological Issue: Diplomatic Representation vs. T'i-chih, PART II. The Introduction of International Law, 1862-1874, (8) The Translation of International Law into Chinese, (9) Success and Failure: China's Limited Application of International Law, PART III. The Establishment of Permanent Chinese Legations Abroad, (10) Early Approaches to the Problem, (11) The Envoy Question as a National Issue, 1867-1876, (12) Legations Abroad as Permanent Institutions, (13) Epilogue: The Imperial Chinese Tradition in the Modern World

丘宏达：《中国国际法问题论集—兼论最近国际法问题》，台湾商务印书馆1968年版。

：一、中国的国际法问题：（1）康熙帝与国际法，（2）西方「国际法」输入中国的经过，（3）中国「国际法」名词研究，（4）论国际法在我国国内法上的效力（略）（5）二、最近国际法问题（略）

——— (Hungdah Chiu): "The Development of Chinese International Law Terms and the Problem of Their Translation into English", *The Journal of Asian Studies*, Vol.27, No.3, 1968.

(1) Origin of Chinese International Law Terms, (2) The Influence of Japan, (3) Comparison of Contemporary Nationalist and Communist International Law Terms, (4) Certain Problems Relating to the Translation of Communist Chinese International Law Terms into English, (5) Conclusion

杨国楨：《林则徐对西方知识的探求》，《厦门大学学报》1979年第3期。

陈麦青：《惠氏《万国公法》的由来及其历史作用》，《法学》1982年第1期。

张劲草：《国际法最早的汉文译者是林则徐》，《法学》1982年第5期。

———：《林则徐与国际法》，《法学杂志》1983年第1期。

———、邱在珏：《论国际法之初传入中国》，《河北大学学报》1984年第2期。

: (1) 中国与近代国际法的初步接触, (2) 林则徐最早把近代国际法介绍到中国, (3) 丁韪良翻译国际法的活动, (4) 林译和丁译的目的, 作用, 影响比较, (5) 结语

王维俭:《丁韪良和京师同文馆》,《中山大学学报》1984年第2期。

——:《林则徐翻译西方国际法著作考略》,《中山大学学报》1985年第1期。

——:《普丹大沽口船舶事件与国际法传入中国》,《学术研究》1985年第5期。

——:《丁韪良在宁波十年宗教活动述评》,《浙江学刊》1987年。

Chen Tiqiang, “The People’s Republic of China and Public International Law”, *The Dalhousie Law Journal*, Vol.8, No.1, 1984.

: (1) Background and Retrospect, (2) The Study of International Law in New China, (3) PRC’s Application of International Law and Contribution to International Law, (4) Conclusion

汪家熔:《同文馆与丁韪良:同文馆出版物》,《黑龙江图书馆》1988年(总48期)。

程鹏:《西方国际法首初传入中国问题的探讨》,《北京大学学报(哲学社会科学版)》1989年第5期。

: (1) 关于十七世纪四十年代西方国际法首次传入中国问题, (2) 关于十七世纪八十年代国际法首次传入中国问题, (3) 林则徐翻译西方国际法问题, (4) 丁韪良翻译西方国际法问题

——:《清代人士关于国际法的评论》,《中外法学》1990年第6期。

: (1) 清代译介国际法的概况, (2) 清代人士对国际法的评论, (3) 对清代人士上述三种观点间析

张海鹏:《试论辛丑议和中有国际法的几个问题》,《近代史研究》1990年第6期。

刘恒煊:《中国国际法学的开山者—林则徐》,《中山大学学报(社会科学版)》1991年第1期。

: (1) 林则徐—中国引进国际法的第一人, (2) 林则徐—维护国际法原则的中流砥柱, (3) 林则徐—中国国际法学的开山者

王铁崖 (Wang Tieya), “China and International Law, an Historical Perspective”, in *International Law and the Grotian Heritage*, T.M.C. Asser Institut, The Hague, 1985.

———, “International Law in China: Historical and Contemporary Perspectives”, *Recueil Des Cours* 1990 II, Hague Academy of International Law, Martinus Nijhoff Publishers (1991).

: Introduction, (1) International Law in Ancient China, 1. International Law in the Periods of Spring and Autumn and Warring States, 2. The Chinese Traditional World Order, 3. The Tribute System, (2) International Law in Modern China, 1. The Introduction of International Law into China, 2. The Imposition of Unequal Treaties, 3. The Unequal Treaty Regime, (3) Some Aspects of the Contemporary Chinese Perspective of International Law: (I) Five Principles of Peaceful Coexistence, 1. Origin and Development, 2. Five Principles as Fundamental Principles of International Law, 3. The Five Principles and *Jus Cogens*, (4) Some Aspects of the Contemporary Chinese Perspective of International Law: (II) The Concept of Sovereignty, 1. The Principle of Sovereignty, 2. Territorial Sovereignty, Independence and Equality, 3. Sovereignty and Exercise of Sovereignty, (5) Some Aspects of the Contemporary Chinese Perspective of International Law: (III) The Rule *pacta sunt servanda*, 1. The Scope of *pacta*, 2. Treaties and Municipal Law, 3. The Unequal Treaties, 4. The Rule *rebus sic stantibus*, Conclusion

———: 《中国与国际法—历史与当代》, 《中国国际法年刊》1991年版(この論文は上の英語の論文をそのまま漢訳したものである)。

李育民: 《近代中国的条约制度》, 湖南师范大学出版社1995年版。

李兆杰 (Li Zhaojie), *International Law in China: Legal Aspect of the Chinese Perspective of World Order*, University of Toronto, SJD Thesis, 1995.

: (1) Traditional Chinese World Order, 1. China's Contact with the Outside World prior to Modern Times, 2. Traditional Chinese View of World Order, (a) Sino-Centrism and Cultural Supremacy, (b) The Concept of Universal State, (c) Civilization v Bararity, (d) Hierarchy and Anti-Egalitarianism, (f) Confucianism and the Chinese World Order, (h) The Role of Law in the Chinese World Order, (i) The Influence of Foreign Religions, (j) Factors of Alien Conquests, 3. The

Tribute System, (2) Disintegration of the Old Chinese World Order, 1. The Decline of the Qing Dynasty, 2. Chinese Response to the West, (a) The Arrival of the New “Sea Barbarians”, (b) The Arrival of the Jesuits, (c) The Canton System, (d) The Macartney Mission, (e) The Opium War, 3. From the Tribute System to the Unequal Treaty Regime, (a) The First Treaty Settlement, (b) The Second Treaty Settlement, (c) Policy Reorientation and Self-Strengthening Movement, 4. The Collapse of the Traditional Chinese World Order, (a) Further Expansion of Foreign Imperialism, (b) Sino-Japanese War, (c) Imperialistic Scramble of Concessions and Spheres of Influence, (d) Boxer Uprising, (3) Introduction of International Law into China, 1. International Law in Ancient China: (a) Traces of International Law in Ancient China, (b) Evaluation of “International Law” in Ancient China, 2. Chinese Knowledge of Modern International Law: (a) Early Exposure to International Law, (b) Translations of Vattel’s *Le droit des gens*, 3. Formal Introduction of Modern International Law into China, (a) Translations of Wheaton’s *Elements of International Law*, (b) Reactions to the Introduction of Modern International Law into China, 4. Failure to Apply International Law in Defence of China’s Interests in Foreign Relations, (4) Reorientation of Outlook and Rise of the Republic, 1. Quest for a New Order, 2. Reorientation of Outlook and Birth of Modern Chinese Nationalism, (a) “Hundred-Day Reform”, (b) Reorientation of Outlook, 3. National Revolution and the Rise of the Republic, (a) Dr. Sun Yat-sen and Modern Chinese Nationalism, (b) The Rise of Republic, (c) The New Cultural Movement, (5) International Law in China: The Republic Period, 1. Teaching and the Study of International Law, 2. Unequal Treaty Regime, 3. Early Efforts to adjust the Unequal Treaty Regime, (a) China’s Declaration of War, (b) China at the Paris Peace Conference and the May Fourth Movement, (c) China’s invocation of Article XIX of the League of Nations Covenant, (d) China at the Washington Conference, 4. Efforts to abolish the Unequal Treaty Regime, (a) The Rise of New Political Forces in China, (b) The National

Governments's Program for abolishing the Unequal Treaty Regime, (c) Restoration of China's Tariff Autonomy, (d) Termination of the Unequal Treaty Regime, 5. Vestige of the Unequal Treaty Regime, (6) International Law in the People's Republic of China, 1. Mao Zedong's Perception of World Order, (a) The Philosophical Basis of Mao's World Outlook, (b) Nationalism and Internationalism, (c) Mao's Perception of Peace and War, (d) Two Camps, Intermediate Zone, and Three Worlds, 2. Practical Application of International Law, (a) A Fresh Beginning, (b) Participate in the International Community: a. Establish Diplomatic Relations, b. China and the United Nations, (c) Eliminate Imperialist Privileges in China, 3. Five Principles of Peaceful Coexistence: (a) Origins and Development, (b) Legal Significance of the FPPC, 4. The Study of International Law in China (1949-1966), (7) International Law in China: Post-Mao Period, 1. China's "Reentry" into the World Community, 2. Reviving International Law in China (1978-), 3. Adjustment to Chinese Foreign Policy, 4. Five Principles of Peaceful Coexistence, 5. Sovereign Immunity: A Case Study, (8) Chinese Perspective of International Law, 1. Chinese View of the Contemporary Development of International Law, (a) The Scope of Contemporary International Law, (b) The Third World and International Law, (c) The United Nations and International Law, (d) The Concept of Common Heritage of Mankind, 2. Chinese Conceptualization of International Law, 3. Sources of International Law: (a) Treaties, (b) Custom, (c) General Principles of Law, (d) Judicial Decisions and Precedents, (e) The Writings of Publicists, (f) Decisions of International Organizations, (9) Relationship between International Law and Municipal Law, 1. Introduction: (a) Treaties, (b) Treaty-Making Power and Procedure, 2. Effect of Treaties in the Chinese Municipal Legal Order, (a) Municipal Validity of Treaties, (b) Direct Application of Treaties, (c) Conflict between Treaties and Municipal Law, (d) Interpretation of Treaties, Conclusion

————— : "How International Law was introduced into China", 《国际法律问题研究》

中国政法大学出版社1999年版。

: Introduction, (1) International Law in Ancient China, 1. Traces of International Law in Ancient China, (a) Diplomacy, (b) Treaties, (c) Leagues, 2. Evaluation of “International Law” in Ancient China, (2) Chinese Knowledge of Modern International Law, 1. Early Exposure to International Law, 2. Translations of Vattel’s *Le droit des gens*, (3) Formal Introduction of Modern International Law into China, 1. Translations of Wheaton’s *Elements of International Law*, 2. Reactions to the Introduction of Modern International Law into China, (4) Failure to apply International Law in Defence of China’s Interests in Foreign Relations

王继平：《近代中外关系史研究的新拓展一评〈近代中国的条约制度〉》，《湘潭大学学报（哲学社会科学版）》1996年第2期。

刘悦斌：《薛福成对近代国际法的接受和运用》，《河北师范大学学报（社会科学版）》1998年第21卷第2期。

夏泉：《试论晚清早期驻外公使的国际法意识》，《江西社会科学》1998年第10期。

：（1）国际法的最初传播，（2）早期驻外公使对国际法的初步认识，（3）早期驻外公使对国际法的实践：1. 在对外交涉时运用国际法，2. 在外交谈判时运用国际法，（4）对早期驻外公使国际法意识的评判

杨泽维：《我国清代国际法之一瞥》，《中州学刊》1996年2月。

：（1）清朝与近代国际法的初步接触，（2）国际法正式输入中国之初，（3）清政府在外交上对国际法的运用，1. 普鲁士在中国领海扣留丹麦船事件，2. 中秘条约事件，（4）清代官员及学者对国际法的看法，（5）清代的国际法学

———：《近代国际法输入中国及其影响》，《法学研究》1999年第3期。

：（1）清代与国际法的初步接触和《尼布楚条约》的签订，（2）近代国际法著作正式输入中国之始，（3）中国第一个外事机构—总理各国事务衙门的设立，（4）清朝对外交往的主要规则—不平等条约制度，（5）清政府在外交上对国际法的运用，（6）清代官员及学者对国际法的评价，（7）清代的国际法学

———:《中国与国际法》,《宏观国际法史》武汉大学出版社2001年版。

: (1) 中国古代国际法的遗迹—春秋战国时期, 1. 国际法的原则, 2. 国际法主体, (a) 周王朝, (b) 方伯, (c) 诸侯, (d) 附庸国, (e) 夷狄, (f) 永久中立国, 3. 国家的要素和承认, (a) 国家的要素, (b) 国家的承认, 4. 外交使节: (a) 外交使节的种类, (b) 外交使节的等级和席次, (c) 外交使节的特权, 5. 盟会和盟约: (a) 弭兵会议, (b) 衣裳会议, (c) 兵车会议, 6. 和平解决国际争端: (a) 和平的解决方法, (b) 强制性的手段, (c) 仲裁, 7. 战争法规: (a) 宣战, (b) 作战原则, (c) 害敌手段, (d) 俘虏的待遇, (e) 武装中立, 8. 小结, (2) 近代国际法输入中国及其影响, 1. 清代与国际法的初步接触和“尼布楚条约”的签订, 2. 近代国际法著作正式输入中国之始, 3. 中国第一个外事机构—总理各国事务衙门的设立, 4. 清朝对外交往的主要规则—不平等条约制度, 5. 清政府在外交上对国际法的运用, 6. 清代官员及学者对国际法的评价, 7. 小结, (3) 中华民国时期的国际法: 1. 废约运动, 2. 对创建联合国的贡献, (4) 中华人民共和国与当代国际法, 1. 概况, 2. 和平共处五项原则: (a) 和平共处五项原则的含义, (b) 和平共处五项原则与“联合国宪章”的宗旨和原则, (c) 和平共处五项原则的意义, 3. 国际法上的承认, 4. 国际法上的继承, 5. 国籍, 6. 和平解决国际争端, (5) 中国的国际法学, 1. 清代的国际法学: (a) 清代国际法学的特点, (b) 清代国际法学的地位和作用, 2. 中华民国时期的国际法学, 3. 中华人民共和国的国际法学: (a) 初步建立时期(1949—50年代末), (b) 萎缩萧条时期(60年代初—70年代末), (c) 恢复和发展时期(20世纪80年代以来), a. 造就了一大批国际法学的专门人才, b. 出版了一批国际法学论著, c. 成立了众多有关国际法学的研究机构, d. 参加了各种国际组织的工作

赵志辉:《丁耄良与近代中西文化交流》,《东南文化》1999年第4期。

郑文举、王玫黎:《国际法观念与中国法的近代转型》,《天府新论》1999年第1期。

熊月之:《晚清几个政治词汇的翻译与使用》,《史林》1999年第1期。

刘保刚:《论晚清士大夫公法观念的演变》,《浙江学刊》1999年第3期。

: (1) 茫然无知, 深闭固拒的时期, (2) 有限了解, 有限利用时期, (3)

广泛传播, 基本接受时期

成晓军、张卫搏:《郭嵩焘与国际公法》,《历史教学》1999年第6期。

: (1) 郭嵩焘对国际公法的接触和认识, (2) 郭嵩焘对国际公法的初步运用, (3) 郭嵩焘重视国际公法的动机和原因

林启彦、林锦源:《论中英两国政府处理林维喜事件的手法与态度》,《历史研究》2000年第2期。

: (1) 绪论, (2) 关于林维喜事件的报导与评述, (3) 中英两国政府对命案的处理手法与态度, (4) 结语

陈双燕:《晚清中西交往的误区:1854年西方列强与清政府修约谈判浅析》,《厦门大学学报(哲学社会科学版)》2000年第2期(总第142期)。

: (1) 修约要求的提出及其谈判, (2) 关于修约谈判的思考

周菊兰:《翻译与西方法律文化在中国的传播》,《山东师大外国语学院学报》2000年第4期(总第5期)。

: (1) 翻译与西方法律思想在中国的传播, 1. 爱国志士林则徐的翻译活动, 2. 京师同文馆和江南制造局的翻译活动, 3. 广学会的翻译活动, 4. 严复等人的翻译活动, 5. 中江笃介和《民约论》, (2) 翻译与西方法律制度在中国的移植, 1. 修订法律馆与部门法, 2. 宪政编查馆与宪法, 3. 商务印书馆与《新译日本法规大全》

田涛:《晚清国际法输入述论》,《天津社会科学》1999年第6期。

———:《丁韪良与“万国公法”》,《社会科学研究》1999年5月。

———:《19世纪下半期中国知识界的国际法观念》,《近代史研究》2000年第2期。

: (1) 洋务时期思想家的认识, (2) 启示效果:初步的主权意识, (3) 可恃与不可恃之间, (4) 以公法通《春秋》—维新派的公法观, (5) 结语

———:《郑观应对国际法的认识》,《天津师范大学学报(社会科学版)》2001年第6期(总第159期)。

———:《国际法输入与晚清中国》济南出版社2001年版。

: 导论, (1) 中国与国际法的早期接触: 1. 早期的机会, 2. 林则徐翻译国际法的尝试, (2) 《万国公法》: 晚清国际法系统输入之开端, 1. 《万国公法》的翻译与出版, 2. 《万国公法》之内容与倾向, 3. 丁韪良之意图,

4. 清政府的反应与《万国公法》的影响, (3) 洋务时期的国际法输入, 1. 丁韪良同文馆时期的国际法译著, 2. 同文馆的公法教育, 3. 丁韪良晚年的讲学与一生译书之评价, 4. 江南制造局翻译的几种国际法书籍, 5. 早期出洋使节与国际法的接触, (4) 留日学生与20世纪初年的国际法输入, 1. 留日学生译著介绍, 2. 新刊物与国际法知识之传播, 3. 20世纪初年国际法输入之特点, (5) 国际法与晚清知识界, 1. 洋务时期思想家的认识, 2. 国际观念与主权意识, 3. 四位青年士子的答案, 4. 可恃与不可恃之间, 5. 以公法通《春秋》—维新派的公法观, 6. 世纪初的反思: 理性趋向, 7. 方式与心态: 一点评判, (6) 国际法与晚清外交, 1. 早期的反映: 60—70年代, 2. 均势理论的影响, 3. 公法意识的强化: 伊犁交涉, 4. 中法战争: 一次尝试, 5. 协调与挫折: 1885年以后, 6. 晚清政府与国际组织, 7. 障碍: 传统与现实, 结语

———:《阿拉巴马号案与晚清国人的国际法印象》,《天津师范大学学报(社会科学版)》2002年第3期(总第162期)。

柳宾:《国际法的输入与中国外交近代化的起步》,《天津社会科学》2001年第1期。

: (1) 国家主权平等思想的产生, (2) 使领制度的确立与海外华侨的保护, (3) 均势原则的接受和运用,

———、曹胜:《试论国际法的输入对晚清外交近代化的影响》,《青岛科技大学学报(社会科学版)》2002年第4期(总第65期)。

: (1) 林译《国际法》与国际法最早输入中国, (2) 《万国公法》及其传入中国, (3) 国际法对晚清外交近代化的影响, 1. 晚清外交礼仪转型的起步, 2. 国家主权平等思想的产生与晚清外交体制的转型, 3. 国际法于近代中国外交谈判, (4) 结论

李胜渝:《中国近代国际法探源》,《四川教育学院学报》2001年第17卷第7期。

: (1) 中国古代没有近代意义的国际法, (2) 中国传统的世界秩序一朝贡制度, (3) 清代与国际法的最初接触, (4) 国际法正式输入中国, (5) 结论

赵宝爱:《试论中法战争中的国际法问题》,《烟台师范学院学报(哲学社会科学版)》2001年第18卷第3期。

何勤华：《‘万国公法’与清末国际法》，《法学研究》2001年第5期。

———、李秀清：《外国法与中国法—20世纪中国移植外国法反思》（第5章 国际法），中国政法大学出版社2003年版。

：（1）“万国公法”与清末国际法（566—591页），（2）略论民国时期中国移植国际法的理论与实践（592—604页），（3）50年代后中国对苏联国际法的移植（605—615页）

———：《中国近代国际法的诞生与成长》，《法学家》2004年第4期。

：（1）近代国际法学的形成与发展，（2）近代国际法名著点评，1．中村进午著：《平时国际公法》：《战时国际公法》，2．周鲠生著：《国际法大纲》，3．唐纪翔著：《中国国际私法论》，4．刘达人、袁国钦著：《国际法发达史》，（3）中国近代国际法宏观评说

———、李秀清（主编）：《民国法学论文精萃（第6卷）：国际法律篇》，法律出版社2004年版。

———：《外国人与中国近代法学》，《中外法学》2004年第4期。

———：《传教士与中国近代法学》，《法制与社会发展》2004年第5期（总第59期）。

———：《法科留学生与中国近代法学》，《法学论坛》2004年第19卷第6期。

陶静：《中国近代法学用语翻译》，《安徽农业大学学报（社会科学版）》2002年第11卷第2期。

乔素玲：《郑观应与西方法律观念的移植》，《岭南文史》2002年第3期。

：（1）世界公法观，（2）经济立法观，（3）修律观，（4）宪政观

赵明：《近代中国对“权利”概念的接纳》，《现代法学》2002年2月第24卷第1期。

陈佑松：《体系与冲突：1854年修约交涉再审视》，《西南交通大学学报（社会科学版）》2002年12月第3卷第4期。

：（1）交涉始末，（2）错位的冲突，（3）余论

孙玉祥：《丁韪良与“万国公法”》，《新闻出版交流》2003年2月。

张燕清：《丁韪良与“万国公法”——兼论国际法学东渐之肇始》，《徐州师范大学学报（哲学社会科学版）》2003年第29卷第3期。

张建华：《郭嵩焘与万国公法会》，《近代史研究》2003年第1期。

施建兴：《国际法的输入与中国近代国家主权观念的发轫》，《南平师专学报》2003年第

22卷第1期。

: (1) 1840年鸦片战争前后, 近代国家主权观念的酝酿与“萌芽”, (2) 1860年第二次鸦片战争后, 近代国家主权观念的初步认识和深化, (3) 1880年前后近代使领制度的确立, 标志着晚清近代国家主权观念的初步形成

蒋跃波:《试析曾纪泽的近代国际法意识》,《丽水师范专科学校学报》2003年第25卷第3期。

张世明:《清代宗藩关系的历史法学多维透视分析》,《清史研究》2004年2月第1期。

: (1) 宗藩关系的发生学分析, (2) 清代宗藩关系的语用学分析, (3) 清代宗藩关系的法理学分析

余龙生、林红:《薛福成国际法思想述论》,《上饶师范学院学报》2004年第24卷第1期。

: (1) 主张接受国际法, 接轨国际社会, (2) 期望凭籍国际法, 维护国家主权, (3) 力主变法图强, 谋求国际地位平等

管伟:《论中国近代国际法观念的肇兴》,《政法论丛》2004年第3期。

陈玥:《小析晚清中国与近代国际法》,《兰州学刊》2004年第4期(总第139期)。

曹英、刘苏华:《论早期维新派的国家主权观念》,《长沙理工大学学报(社会科学版)》2004年第19卷第4期。

: (1) 国家主权的内涵与早期维新派国家主权观念的产生, (2) 早期维新派国家主权观念的表现, (3) 早期维新派对中国主权沦丧的原因与对策分析

韩小林:《洋务派对国际法的认识和运用》,《中山大学学报(社会科学版)》2004年第44卷第3期(总189期)。

: (1) 洋务运动时期国际法在中国的传播, (2) 洋务派对国际法的认识, (3) 洋务运动时期对国际法的运用

何大进:《丁韪良与京师同文馆》,《北方论丛》2005年第4期。

: (1) 丁韪良受聘同文馆, (2) 丁韪良对同文馆的改造, (3) 京师同文馆的历史影响

侯强:《晚清外交和约与近代中国法制现代化的启蒙》,《云南社会科学》2005年第3期。

钟平艳:《从京师同文馆之创设看西学东渐在中国》,《湖北广播电视大学学报》2005年第22卷第1期。

丁光泮:《试论北京同文馆对近代国际法的翻译与教学》,《西华师范大学学报(哲学社

会科学版)》2005年第4期。

高黎平:《中国近代国际法翻译第一人:丁黻良》,《延安大学学报(社会科学版)》2005年第27卷第2期。

: (1) 从传教士到翻译家的翻译历程及成就, (2) 国际法翻译的动机, (3) 丁黻良的翻译策略, 方法或手段, (4) 国际法翻译在中国翻译史上的影响或意义

张用心:《“万国公法”的几个问题》,《北京大学学报(哲学社会科学版)》2005年第42卷第3期。

: (1) 版本, (2) 翻译出版的由来经过及背景, (3) 内容

赵杰宏:《曾纪泽的国际法认识与实践初论》,《盐城工学院学报(社会科学版)》2005年第2期。

: (1) 曾纪泽的国际法认识, (2) 曾纪泽在行动上对国际法的实践, (3) 对曾纪泽国际法运用的评价

王开玺:《1864年清廷翻译“万国公法”所据版本问题考异》,《北京师范大学学报(社会科学版)》2005年第6期(总192期)。

孙瑜:《从国际法角度看中法战争期间的英国“中立”》,《吉林省教育学院学报》2005年第4期第21卷(总89期)。

郑剑顺、张卫明:《近代国际法与中法马江战役》,《学术月刊》2005年第6期。

段琦:《丁黻良与西学东渐》,《世界宗教研究》2006年第1期。

: (1) 为中国翻译了第一本法学著作一惠顿(H. Wheaton)的《万国公法》, (2) 为中国人引进西方自然科学哲学等著作, (3) 引进西学, 改造京师同文馆, (4) 为汉字引入罗马字母拼音, (5) 结语

况落华:《大沽口船舶事件:晚清外交运用国际法的成功个案》,《安庆师范大学学报(社会科学版)》2006年第25卷第1期。

陆玉芹:《林则徐与“滑达尔各国吕律例”》,《盐城师范学院学报(人文社会科学)》2006年第26卷第3期。

田玉才:《试论郑观应的国际法思想》,《四川师范学院学报(哲学社会科学版)》2000年3月第2期。

——:《清代后期国际法在中国的传播新论》,《时代法学》2006年第4卷第4期。

: (1) 鸦片战争前中国与国际法的初步接触, (2) 清后期国际法在中国的传播, (3) 小结

———、许秀文:《清代后期地主阶级改革派对国际法的运用》,《廊坊师范学院学报》2006年第22卷第3期。

修志君:《近代国际法在中国的传播及影响》,《青岛大学师范学院学报》2006年第23卷第3期。

: (1) 近代国际法在中国的传播, (2) 近代国际法对中国的影响, (3) 结束语

刘显娅:《国际法学在中国的成长》,《行政与法》2006年11月。

: (1) 西方国际法著作的输入, 1. 传教士的翻译, 2. 留日学生的努力, (2) 中国近代对国际法学的传播教育, (3) 中国近代外交机制的创建和对外交涉, 1. 机构的设置与互派使臣, 2. 利用国际法学理论与它国进行交涉, (4) 国际法学在中国现当代的发展, (5) 中国国际法学体系的构建

邹芬:《近二十年郭嵩焘与国际法问题研究综述》,《船山学报》2006年第1期(复总第59期)。

: (1) 对郭嵩焘接触万国公法的研究, (2) 对郭嵩焘国际法意识的研究, (3) 对郭嵩焘运用国际法的研究, (4) 结束语

———:《郭嵩焘对国际法的认识及运用》,湖南大学,2006年硕士学位论文。

申卫星:《溯源求本道“权利”》,《法制与社会发展》2006年第5期(总第71期)。

: (1) “权利”一词何处来?, (2) 权利的本质为何?, (3) 权利本质之反思与私见

张效民:《晚清政府的条约外交》,《历史档案》2006年1期。

———:《国际法与晚清近代外交》,《社会科学论坛》2006年3期。

: (1) 国际法传入中国, (2) 国际法对晚清近代外交的影响, (3) 国际法在晚清外交的局限性, (4) 结论

———、徐春峰:《晚清外交变化的观念因素》,《国际政治科学》2006年2期。

张李蕾:《国际法的输入与中国国际法学的诞生》,《科技经济市场》2006年8期。

马晓燕:《论早期驻外使领的法律思想和实践》,河南大学,2004年硕士学位论文。

洪燕:《同治年间“万国公法”在中国的传播和应用》,华东师范大学,2006年硕士学位

位论文。

刘玉国：《国际法与晚清中国外交》，河北师范大学，2006年硕士学位论文。

张卫明：《晚清国际法研究回顾与前瞻》，《西华大学学报（哲学社会科学版）》2006年8月第4期。

———：《晚清公法外交述论》，《国际政治研究》2007年第1期。

Lydia H. Liu, "Legislating the Universal: The Circulation of International Law in the Nineteenth Century", in Lydia H. Liu ed., *Tokens of Exchange: The Problem of Translation in Global Circulations*, Duke University Press, 1999.

: (1) Introduction, (2) The Question of Colonial Historiography, (3) Linguistic against the "English Barbarian", (4) Missionary, Translator, and Diplomat, (5) Translating Elements of International Law, (6) Producing Universal Knowledge, (7) Negotiating Commensurability

四、韩国

Chai Nam-Yearl, *Asian Attitudes toward International Law: A Case Study of Korea*, University of Pennsylvania, Ph.D Dissertation (1967).

: (1) Introduction, (2) Research Design: Analytical Framework of Inquiry, (3) Korea and International Law during her Struggle for Independence, 1. Korea's Entry into the Family of Nations in the 1880's and subsequent Development up to 1905, 2. The Pre-Annexation Era, 3. The Post-Annexation Era, (4) Korea and the Law of the Sea, (5) Korea and the Law of War, (6) Korea and the Law of Territorial Jurisdiction, (7) Summary and Conclusions

———, "Korea's Reception and Development of International Law", in Jae Schick Pae et al, *Korean International Law*, Korea Research Monograph, Center for Korean Studies, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley (1981).

: (1) Introduction, (2) First Period (1882-1904), 1. Introduction, 2. Korea's Experience with International Law: Western, Japanese, and Chinese

Influences, 3. A Unique Encounter, 4. An Ambivalent Experience, (3) Second Period: Korea, a Less-Than-Sovereign Entity (1905-1947), 1. Introduction, 2. Futile Appeal to the United States, 3. Plea at the Hague Peace Conference, 4. Attempt to the Versailles Peace Conference, 5. Petition to the Washington Disarmament Conference, (4) Third Period: Contribution to International Law (1948-Present), 1. Introduction, 2. Defiance of the Traditional Law of the Sea, 3. Depreciation of the Traditional Mode of Acquiring Territory, 4. Demurral of Traditional Law of War, 5. Disavowal of Traditional Territorial Jurisdiction, (5) Conclusion

Ham Pyong-chun, "Korea's Encounter with the Western Law, 1866-1900 A.D.," *Korea Observer*, Vol.1, No.2 (1969).

田鳳徳、「대한국 국제의 제정과 기본사상」(大韓国国制の制定と基本思想)『法史学研究』(創刊号、1974年)。

———、『한국근대법사상사』(韓國近代法思想史)博英社(1980年)。

李漢基、「한국과 일본의 국제법 발달에 관한 약간의 비교적 고찰: 특히 일본의 국제법 발달을 중심으로」(韓國と日本の国際法の発達に関する若干の比較的考察:特に日本の国際法の発達を中心に)『大韓国際法学会論叢』第二〇卷一・二合併号(1975年)。

:一、開国と国際法(問題の提起)、二、日本の国際法の受容、三、明治時代における国際法の発達とその機能、四、韓国の国際法受容の状況、五、韓国の独立闘争の過程における国際法的経験、六、日本の国際法発達の方向、七、西欧の衝撃に対する韓国と日本の反応の社会的要因の比較、八、結び

———、「중국의 국제법의 도입과 적용: 중공국제법의 이해를 위한 서론적 고찰」(中国の国際法の導入と適用:中共国際法に対する理解のための序論的考察)『法学』ソウル大学、第四卷(特別号、1979年)。

:一、序論、二、中国(清朝)の朝貢制度、三、中国(清朝)の国際法の導入、四、中華民国と国際法、五、おわりに

———、「한국 및 일본의 개국과 국제법」(韓国及び日本の開国と国際法)『學術

院論文集（人文社会編）』（1980年）。

：一、開国と国際法（問題の提起）、二、西欧国際法の性格、三、日本の開国と国際法、（一）日本の開国と国際法の受容、（二）明治時代と日本の国際法、四、韓国の開国と国際法受容の状況、五、結び

———、「중공의 국제법에 대한 태도」（中国の国際法に対する態度）『法学』ソウル大学、第二二卷三号（1981年）。

：一、序論、二、国際法の任務、三、国際法の定義、四、国際法の性質（一般国際法体系の存在性と上部構造のジレンマ）、五、国際法の淵源、六、国際法と国内法との関係、七、国際法学、（一）国際法学の性質、（二）資本主義国際法学派に対する批判、（三）中国における国際法研究の概況、八、おわりに

裊載湜、「한국에서의 국제법의 생성（Ⅰ）」（韓国における国際法の生成（Ⅰ））『法学』ソウル大学、第二一卷一号（1980年）。

：一、序言、二、旧韓国時代における国際法の受容と生成、（一）第一期：一八七〇年代、（二）第二期：一八八三年以降～一九〇五年

———（Pae Jae-Schick, “The Historical Background to the Development of International Law in Korea”, in Jae Schick Pae et al, *Korean International Law*, Korea Research Monograph, Center for Korean Studies, Institute of East Asian Studies, University of California, Berkeley (1981).

———, “Growth of the Law of Nations in the Yi-Dynasty of Korea” 『法学』ソウル大学、第二三卷四号（1982年）。

：(1) Introduction, (2) The Growth of the Law of Nations in the Period of Yi-Dynasty: 1. First Period (1870s), 2. Second Period (1882-1905).

李光麟、「한국에 있어서의 만국공법의 수용과 그 영향」（韓国における萬国公法の受容とその影響）『東亜研究』（西江大学）第一輯（1982年）。

：一、序言、二、萬国公法の受容、三、萬国公法の影響、四、結語

Rhee Sang-Myon, “Korean American Treaty and Sino-Korean Relations” 『法学』ソウル大学、第二三卷四三号（1982年）。

：(1) Introduction, (2) Korea in the East Asian World Order, (3) New Impetus

from the Sea and Doubts about the Old Order, (4) Introduction of International Law to the Traditional Society, (5) Necessity for Learning International Law, (6) Adoption of International Law for Participation in the New Order, (7) Conclusion

———, “Korean Attitudes toward International Law before the Open Door to the West” 『法学』ソウル大学、第二四卷二・三号(1983年)。

: Introduction, (1) Korea's Long Seclusion and the West's Early Efforts to Open the Door, (2) Need for a Treaty: American Initiative and China's Efforts to Maintain Suzerainty, (3) Negotiation and Conclusion of the Treaty, (4) The Korean-American Treaty in Practice: Mutual Efforts to Establish New Order, Conclusion

金鳳珍、『조선의 만국공법 수용에 관한 일고찰- 개항전야에서 갑신정변에 이르기까지』(朝鮮における萬国公法の受容に関する一考察: 開港前夜から甲申政変に至まで) ソウル大学、外交学科修士論文(1985年)。

: 一、序論、(一) 問題提起と研究目的、(二) 予備的考察、(三) 研究範囲と接近方法、(四) 既存研究業績の検討、二、朝鮮の公法受容: 開港前夜から壬午軍乱以前まで、(一) 開港以前公法体系との接触と『萬国公法』の流布可能性、(二) 開港期から一八七〇年代末までの公法受容、(三) 開化政策の推進と公法受容、(四) 領選使の派遣と朝米条約の締結を通じた公法受容、三、朝鮮の公法受容: 壬午軍乱から甲申政変まで、(一) 壬午軍乱の收拾以後の公法受容と「兩載体系」の成立、(二) 『漢城旬報』に見る公法受容、(三) 「急進開化派」の公法受容、(四) 公法受容の過程における甲申政変の意義、四、結論

———, 『『한성주보』의 발행과 조선의 만국공법 수용』(『漢城周報』の発行と朝鮮の萬国公法の受容) 『韓國社会史研究会論文集(第4輯): 韓國傳統社会の構造と變動』文学と知性社(1986年)。

: 一、はじめに、(一) 問題の提起と研究目的、(二) 研究の範囲と接近方法、二、予備的考察、(一) 『周報』の創刊と廃刊、(二) 『周報』の発行時期までの朝鮮、清、日本の新聞発行の様態、三、『周報』の発行からみた朝

鮮における万国公法の受容、(一)『週報』の発行時期の国内外情勢の概観、
(二)『週報』に見る公法関係の記事の内容、四、結び

——、「朝鮮の万国公法の受容—開港前夜から甲申政変に至るまで(日文)」(上)
(下)、『北九州大学外国語学部紀要』第七八号(1993年)、第八〇号(1994年)。

: 一、はじめに、二、開港前夜から壬午事変までの公法受容、(一)開港以前の公法受容、(二)開港から一八七〇年代末までの公法受容、(三)開化政策の推進と公法受容、(四)紳士遊覧団による公法受容、(五)領選使派遣と対米開国による公法受容、三、壬午事変から甲申政変までの公法受容、
(一)壬午事変の公法受容と「両截体制」の成立、(二)『漢城旬報』に見る公法受容、(三)「急進開化派」の公法受容、(四)公法受容の過程における甲申政変の意義、四、結び

——、「「礼」と万国公法の間—朝鮮と初期開化派の公法観(日文)」『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝国の対応』Korea Foundation 二〇〇一年度共同研究プロジェクト研究成果報告書(研究代表者:柳原正治)(2002年)。

: 一、万国公法の伝播、伝来、二、公法知識の公的、私的流入、三、公法知識の習得と活用、四、「礼」と公法、五、「礼」から公法へ:自然主義と実証主義の間、六、公法観、文明観の異同:穩健開化派と急進開化派の觀念分化

——、「朝貢国と属国の間—兪吉濬の『邦国の権利』と「両截体制」論を中心として(日文)」日韓国際法史学術ワークショップ(九州大学、2005年2月19日)。

: 一、はじめに、二、『邦国の権利』の著作年度、著作背景そして関連著作、三、「両截体制」とその批判、四、「両全体制」—受貢国と贈貢国のあるべき体制、五、贈貢国と属国・属邦の区別、六、終わりに—「万国平等秩序」の構想

——、『東アジア“開明”知識人の思惟空間:鄭觀応・福沢諭吉・兪吉濬の比較研究(日文)』九州大学出版社(2004年)。

崔鐘庫 (Choi Chong-ko), "The Reception of Western Law in Korea", *Korea Journal*, UNESCO, Vol.5, No.20 (1980).

———、『한국의 서양법 수용사』(韓國の西洋法受容史) 博英社 (1982年)。

———、「만국공법」(萬国公法) 『法律新聞』 (1986年12月8日)。

———、「한국개화기의 국제법학」(韓國開化期の國際法学) 『韓國國際法学の諸問題』 箕堂李漢基博士古希記念、博英社 (1986年)。

: 一、序論、二、開化期の國際法学、(一) 漢訳國際法学書、1. 『萬国公法』(一八六四年)、2. 『公法便覽』(一八七七年)、3. 『公法會通』(一八八〇年)、4. 『萬国公法要略』(一九〇六年)、(二) 國際法教科書、1. 石鎮衡著、『平時國際公法』(一九〇七年?)、2. 李用茂著、『國際公法』(平時之部)(一九〇八年?)、3. 朱定均著、『萬国公法』(一九〇八年?)、4. 劉文煥著、『國際私法』(一九〇八年?)、5. 朴晶東著、『國際公法誌』(一九〇七年)、(三) 法学論說: 一九〇五年から一九一〇年合併までの國際法關係の論說、三、結論

———、「한국개화기의 국제법용어 수용」(韓國開化期の國際法用語の受容) 『法学』ソウル大学、第三〇卷三・四号 (1989年)。

: 一、序論、二、マーチンと國際法用語、三、日本の影響、四、韓國の國際法用語の受容、(一) 兪星濬の『法学通論』(一九〇七年)、(二) 朴晶東・金雨均校閱、『國際公法誌』(一九〇七年)、(三) 石鎮衡の『平時國際公法』(一九〇七年)、五、結論

———、「한국에서의 서양법의 수용과 변용」(韓國における西洋法の受容と変容)、『法学』ソウル大学、第三三卷二号 (1992年)。

: 一、序論、二、受容の研究現況、三、歴史的受容過程、四、受容の解釈、五、各法域における現況、六、法理論と判例、七、制度と法意識、八、結論

金孝全、「외국법의 계수와 한국의 법률문화」(外國法の継受と韓國の法律文化) 『東亞法学』第三号 (1986年)。

———、「한국에 있어서 국제법의 초기수용」(韓國における國際法の初期受容) 『韓國國際法学の諸問題』 箕堂李漢基博士古希記念、博英社 (1986年)。

：一、序論、二、開国と国際法—朝鮮の法的地位、(一) 江華島条約、(二) DennyとMöllendorfの論争、(三) 称帝建元、三、激動期の朝鮮と国際法、(一) 江華島条約と治外法権、(二) 巨文島事件、(三) 露日戦争と局外中立、(四) 韓日協商条約と保護国、(五) 外交権の剥奪と外交官、(六) 李儁烈士と萬国平和会議、(七) 司法権委任の覚書、四、結語

——、「근대한국에 있어서의 국제법발달」(近代韓国における国際法発達)『東亜法学』第八号(1989年)。

：一、序説、二、国際法に対する朝鮮人の態度、(一) 漢城旬報、(二) 皇城新聞、(三) 萬歳報など、(四) 啓蒙雑誌、三、国際法の教育、(一) 育英公院、(二) 法官養成所、(三) 漢城義塾、(四) 光成商業学校、(五) 光興学校、(六) 時務学校、(七) 漢城法学校、(八) 養正義塾、(九) 普城専門学校、(十) 中京義塾、(十一) 警監学校、(十二) 大東専門学校、(十三) 隆熙法律学校、四、国際法に関する文献、(一) 単行本、(二) 条約集、(三) 論説そのたの文献、五、結語

——、『서구 헌법이론의 초기수용』(西欧憲法理論の初期受容) 哲学と現実社(1996年)。

——、『근대한국국의 국가사상 : 국권회복과 민권수호』(近代韓国の国家思想 : 國權回復と民權守護) 哲学と現実社(2000年)。

徐賢燮、『近代韓日關係と国際法受容(日文)』明治大学、法学博士学位論文(1988年)。

——、「근대한일관계와 국제법수용」(近代韓日關係と国際法受容)『外交』第三六号(1995年)。

：一、序論、二、近代国際法關係の展開、(一) 『萬国公法』の移入、(二) 朝鮮の「萬国公法」の受容、(三) 「萬国公法」に対する期待、4. 国際法の先覚者、三、結語

——、『近代朝鮮の外交と国際法受容(日文)』明石書店(2001年)。

：一、はじめに、二、朝鮮の開国、(一) 西洋との衝突、1. オランダ人の漂着、2. 鎖国政策の強化、3. 対仏・対米戦争、(二) 開国以前の朝鮮と日本の關係、1. 華夷秩序、2. 交隣關係の確立、3. 貿易約定の締結、

(三) 強制された開国、1. 日本の対朝鮮公法関係の模索、2. 日本による朝鮮開国、3. 「万国公法」原理に基づく条約締結、4. 朝鮮開国の評価、三、朝鮮の『万国公法』受容、(一) 『万国公法』の朝鮮への移入、1. 中国・日本の漢訳『万国公法』書発刊、2. 朝鮮への『万国公法』書の伝来、3. 開国初期の朝鮮の「万国公法」認識、(二) 「万国公法」への関心の暫増、1. 朝鮮のアメリカ観の変化、2. 対米修好条約締結、3. 条約体制への期待、4. 外交・法律顧問の招聘、(三) 「万国公法」への関心の広がり、1. 壬午軍乱、2. 清国の対朝鮮宗主権強化、3. 「万国公法」への関心の深化、4. 「万国公法」原理の適用、1. 開化派の「万国公法」認識、2. 華夷秩序克服の努力、3. 「万国公法」の教習、四、結び

趙景達、「朝鮮近代のナショナリズムと東アジア：初期開花派の「万国公法」観を中心に(日文)』『中国：社会と文化』第四四号(1989年)。

：一、はじめに、二、改良的開化派の対清協調論、三、変法的開化派の対清協調論、四、兪吉濬の対清協調論、五、おわりに

諸成鎬、「구한말 만국공법의 인식과 수용: 급진개화파 인사를 중심으로」(旧韓末萬国公法認識と受容：急進開化派人士を中心に)『韓国法史学論叢』朴秉濠教授還暦記念(Ⅱ)(1991年)。

：一、はじめに、二、急進開化派の形成、三、急進開化派の萬国公法の認識と受容、(一) 金玉均(一八五一～一八九四)、(二) 朴泳孝(一八六一～一九三四)、(三) 尹致昊(一八六四～一九四六)、(四) 兪吉濬(一八五六～一九一四)、(五) 徐載弼(一八六六～一九五一)、四、結び

金容九、「서양국제법이론의 조선전래에 관한 소고(Ⅰ)」(西洋国際法理論の朝鮮伝来に関する小考(Ⅰ))『泰東古典研究』第十輯(1993年)。

：一、はじめに、二、華夷秩序観念の自己克服の努力と挫折、三、マーチン(W.A.P. Martin)と西洋国際法著述の翻訳、四、萬国公法の伝来と受容、五、マーチンの翻訳と国際法原著の問題点

————、하영선 편, 『한국외교사연구 - 기본자료와 문헌해제』(韓國外交史研究：基本資料と文献解題) ナナム出版(1996年)。

————、『세계관 충돌의 국제정치학: 동양 예와 서양 공법』(世界観衝突の国際

政治学：東洋の礼と西洋の公法）ナナム出版（1997年）。

：はじめに、一、ヨーロッパ公法の本質、(一)ローマ法とJus Gentium、(二)中世とJus Gentium、(三)国際法英雄時代とJus Gentium、(四)19世紀ヨーロッパ公法の本質、二、事大秩序、(一)中国古典と天下、(二)明清年間の事大秩序、三、ヨーロッパ公法の中国伝来、(一)東洋・西洋の初期接触と西洋公法、(二)マーチンと西洋公法、(三)洋務運動と西ヨーロッパ公法、(四)変法派、革命派、そしてヨーロッパ公法、四、朝鮮と西洋公法、(一)異質文化圏との出会いと西洋公法の伝来、(二)二つの世界観の衝突、(三)壬午軍乱と西洋の公法、(四)‘兩截体制’と西洋公法、(五)西洋公法の援用と懐疑、結論

——、「조선에 있어서 만국공법의 수용과 적용」(朝鮮における萬国公法の受容と適用)『世界政治』第二三卷一号(1999年)。

：目次は下の日文の論文と同じ。

——、「朝鮮における万国公法の受容と適用(日文)」『東アジア近代史』第二号(1999年)。

：一、序一研究状況と漢訳版本、二、朝鮮伝来時期の問題、三、初期伝来の状況、四、“兩截体制”時期の万国公法伝来、五、ヨーロッパ公法の虚と実、六、結び一万国公法の受容と適用の問題点、

——、『세계관 충돌과 한말외교사 1866-1882』(世界観衝突と韓末外交史一八六六年～一八八二年)文学と知性社(2001年)。

——、「국제법의 조선 전래에 관한 몇가지 문제들」(国際法の朝鮮伝来に関するいくつかの問題点)『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝国の対応』Korea Foundation 二〇〇一年度共同研究プロジェクト研究成果報告書(研究代表者：柳原正治)(2002年)。

：一、序論、二、19世紀翻訳の国際政治学、三、漢訳された諸著書の問題点、四、『萬国公法』の朝鮮伝来の時期問題、五、初期受容の失敗と開化派・衛正斥邪派の対立、六、『萬国公法』の内容に対する選択的受容、歪曲、誤解、七、『萬国公法』の伝来を阻害した諸要因

——、「“만국공법” 초판본과 “公法新編”에 관하여」(『萬国公法』の初版本と

『公法新編』に関して) 日韓国際法史学術ワークショップ(釜山大学、2003年12月6日報告)。

：一、『萬国公法』の初版本(一八六四年)一漢文本300部、英文本?部、
二、『公法新編』

——、「거문도 점령과 유럽공법」(巨文島占領とヨーロッパ公法) 日韓国際法史学術ワークショップ(九州大学、2005年2月19日報告)。

：一、巨文島問題、二、用語、三、占領の背景、四、国際政治的意味、五、
主な研究、六、外交文書、七、韓半島に対するイギリスの認識、八、朝鮮
の対応、(一)第1次抗議、(二)回翰、(三)イギリスの反応、(四)第2
次朝鮮の抗議、(五)第3次朝鮮の抗議、九、結論

김경태, 「중화체제/만국공법질서의 착종과 정치세력의 분열」(中華体制・萬国公
法秩序の錯綜と政治勢力の分裂), 『韓国史』11, ハンキルサ(1995年)。

柳在坤, 『일제의 대한침략논리와 만국공법』(日帝の対韓侵略論理と萬国公法) 韓
国精神文化研究院、韓国学大学院博士論文(1995年)。

：一、はじめに、二、日本の皇国史観と対外侵略論、(一)日本における韓
国観、1. 韓国観の原型、2. 韓国観の確立、(二)日本の皇国史観、1.
山崎闇斎の承加神道、2. 本居宣長の国学、3. 平田の復古神道、4. 水
戸学の大義名分論、5. 吉田松陰の尊王愛国論、(三)対外侵略論の展開、
1. 林子平の海防論、2. 会沢正志斎の排外・攘夷論、3. 本多利明の植
民地政策論、4. 佐藤信淵の支那征服論、5. 橋本左内の朝鮮合併論、6.
吉田松陰の朝鮮属国論、三、日本の萬国公法受容、(一)19世紀萬国公法の
世界、1. 西洋型国際秩序、2. 文明国、野蛮国、未開国、(二)19世紀東
アジアの国際秩序、1. 華夷秩序体制、2. 大君外交体制、(三)対外的危
機意識の韓日比較、1. 日本の対外的危機意識、2. 朝鮮の対外的危機意
識、(四)萬国公法受容・認識の朝日比較、1. 日本における受容、2. 朝
鮮における受容、3. 萬国公法に対する日本の認識、4. 萬国公法に対す
る朝鮮の認識、四、明治初期における萬国公法世界に対する認識、(一)明
治政府の対外方針、1. 明治政府の基本方針、2. 朝鮮政府の明治維新観、

(二)岩倉使節団と“米欧回覧実記”、1. 幕府末期の遣外使節団、2. “回

覧実記”に対する評価、(三) 岩倉使節団の派遣計画とその使命、1. 岩倉使節団の派遣計画、2. 岩倉使節団の使命と目的、(四) 岩倉使節団の萬国公法世界に対する認識、1. 岩倉使節団の大国認識、2. 岩倉使節団の小国認識、3. ビスマルクの萬国公法に対する認識、4. 欧羅巴洲政俗総論、5. 東南アジア植民地支配観、(五) 岩倉使節団の文明観、五、大久保利通の対韓侵略論理、(一) 岩倉見視の皇国論、1. 岩倉の皇国論、2. 岩倉の“皇国の公敵”論、(二) 日本への対韓侵略論理、1. 幕府末期日本への対韓侵略論理、2. 明治初期日本への対韓侵略論理、(三) 大久保利通の政權構造の原型、1. 岩倉使節団と大久保利通、2. 征韓論政変と大久保利通、3. 大久保利通の構造とその特性、4. 大久保利通の対韓侵略論理、1. アジアに対する大久保政權の対処方法、2. 朝鮮派遣使節の決定、3. “萬国公法”による朝鮮開国論、六、日帝の韓国統監伊藤博文の対韓侵略政策、(一) 日本による韓国保護国化の過程、1. 日本による韓国保護国化の過程、2. 伊藤博文の統監就任、(二) 伊藤の韓国統治観、1. 伊藤の韓国現状観、2. 伊藤の韓国統治論理、3. 韓国側の反応、4. 伊藤の施政計画および方法、(三) 伊藤の植民地作業、1. 憲兵警察制度、2. 財政制度、3. 貨幣金融制度、4. 土地収奪体制、5. 植民地教育制度、七、韓国光武帝の主權守護外交、(一) 光武帝の萬国公法認識と乙巳勅約無効宣言、1. 開港反対論、2. 光武帝の國際情勢観と萬国公法観、3. 萬国公法に基づいた“大韓國制”制定、4. 萬国公法と義兵戦争、5. 光武帝の乙巳勅約無効宣言、(二) 海牙特使李相高の獨立運動論、(三) 東洋平和論の比較、1. 伊藤博文の東洋平和論、2. 崔益鉉の東洋平和論、3. 安重根の東洋平和論、八、結び

———、「한일 양국의 만국공법 수용-인식」(韓日兩國の萬国公法受容・認識) 『韓日關係史研究』第七号(1997年)。

: 一、はじめに、二、19世紀萬国公法の世界、(一) 西洋型國際秩序、(二) 萬国公法の構成、三、萬国公法の受容、(一) 日本における受容、(二) 韓国における受容、四、萬国公法に対する認識、(一) 萬国公法に対する日本の認識、1. 萬国公法認識肯定論—(1) 坂本龍馬の萬国公法認識、(2)

西周の萬国公法認識、2. 萬国公法認識否定論— (1) 岩倉具視、木戸孝允の萬国公法認識、(2) 福沢諭吉の萬国公法認識、(一) 萬国公法に対する韓国の認識、1. 萬国公法認識肯定論— (1) 金允植の萬国公法認識、(2) 兪吉濬の萬国公法認識、2. 萬国公法認識否定論— (1) 朴泳孝の萬国公法認識、(2) 金玉均の萬国公法認識、五、高宗皇帝の公法認識と“大韓帝国制”、(一) 高宗皇帝の公法認識と上訴文、(二) 公法に基づいた“大韓帝国制”の制定、六、結び

——、「19세기 일본의 만국공법 수용과 인식」(19世紀日本の萬国公法の受容と認識)『チョンゲ史学』第十三号(1997年)。

: 一、序論、二、19世紀萬国公法の世界、(一) 西欧型国際秩序、(二) 萬国公法の構成、三、日本の萬国公法の受容、四、日本の萬国公法の認識、(一) 萬国公法認識肯定論、1. 坂本龍馬の萬国公法の認識、2. 西周の萬国公法の認識、(二) 萬国公法認識否定論、1. 岩倉見視、木戸孝允の萬国公法の認識、2. 福沢諭吉の萬国公法の認識、五、結論

——、「한국의 만국공법 수용과 인식」(韓国の萬国公法受容と認識)『ソンムン大学人文大論文集』(1998年)。

: 一、はじめに、二、萬国公法の世界、(一) 西洋型国際秩序、(二) 萬国公法の構成、三、萬国公法の受容、四、萬国公法に対する認識、(一) 金允植の萬国公法認識、(二) 朴泳孝と金玉均の萬国公法認識、(三) 兪吉濬の萬国公法認識、五、高宗皇帝の公法認識と“大韓帝国制”、(一) 高宗皇帝の公法認識と上訴文、(二) 公法に基づいた“大韓帝国制”の制定、(三) 高宗皇帝の主権守護外交、六、結論

——、「근대일본의 만국공법 수용과 인식」(近代日本の萬国公法の受容と認識)『ソンムン人文科学論叢』第二号(2001年)。

: 一、序論、二、19世紀萬国公法の世界、(一) 西欧型国際秩序、(二) 萬国公法の構成、三、日本の萬国公法の受容、四、日本の萬国公法の認識、(一) 萬国公法認識肯定論、1. 勝海舟の萬国公法の認識、2. 坂本龍馬の萬国公法の認識、3. 西周の萬国公法の認識、(二) 萬国公法認識否定論、1. 岩倉見視、木戸孝允の萬国公法の認識、2. 福沢諭吉の萬国公法の認

識、五、結論

金世民、「만국공법을 통해 본 개항기 조선의 대외인식」(萬国公法を通じてみた開港期朝鮮の對外認識)『史学研究』第五二号(1996年)。

——、「개항기 만국공법과 국제인식」(開港期萬国公法と國際認識)『韓国史と東アジア』東アジア史研究会編(1997年)。

——、「한성순보/주보를 통해 본 만국공법관」(漢城旬報・周報を通じてみた萬国公法観)『郷土ソウル』第五七号(1997年)。

——、「19세기말 집권층의 만국공법 인식과 정책」(19世紀末執權層の萬国公法認識と政策)『史学研究』第五八・五九合輯(1999年)。

——、『고종시대 만국공법 인식 연구』(高宗時代における萬国公法の認識に関する研究)(江原大学、史学科博士学位論文、1999年)。

: 一、序論、(一) 問題の提起、(二) 研究目的および研究方法、二、朝鮮の萬国公法受容、(一) 時代的背景、(二) 萬国公法の受容、(三) 『萬国公法』、『公会法通』、『公法便覧』、三、高宗の萬国公法認識、(一) 李鴻章の萬国公法認識と高宗、(二) 『朝鮮策略』と萬国公法、(三) イギリスの巨文島占拠と國際法的対応、(四) 称帝建元と大韓帝国制の頒布、四、開化派の萬国公法認識、(一) 萬国公法肯定論、(二) 萬国公法否定論、五、衛正斥邪派の萬国公法認識、(一) 儒生達の萬国公法認識、(二) 義兵將達の萬国公法認識、六、新聞記事に見る萬国公法、(一) 漢城旬報、周報に見る萬国公法、1. 漢城旬報、周報上の萬国公法の内容、2. 局外中立、3. 戦争賠償金問題、4. その他、5. 萬国公法肯定論、6. 萬国公法否定論、(二) 独立新聞、皇城新聞、大韓毎日新聞に見る萬国公法、1. 萬国公法の内容、2. 萬国公法肯定論、3. 萬国公法否定論、七、結論

——、「19세기말 개화파의 만국공법 인식」(19世紀開化派の萬国公法認識)『江原史学』第十五・十六合輯(2000年)。

: 一、序論、二、開化派の萬国公法文献、三、兪吉濬と朴泳孝の認識、四、金玉均、尹致昊、金允植の認識、五、結論

——、「위정척사파의 만국공법 인식」(衛正斥邪派の萬国公法認識)『江原史学』第十七・十八合輯(2002年)。

: 一、はじめに、二、保守・改新儒生達の萬国公法賛反論、三、崔益鉉、柳麟錫の萬国公法認識、四、地方儒生達の萬国公法認識、五、むすび
 ——、『한국근대사와 만국공법』(韓国近代史と萬国公法) 景仁文化社 (2002年)。

: 序論、一、朝鮮の開港と萬国公法の受容、二、萬国公法の受容をめぐる葛藤と国際関係、三、高宗と朝野知識人の萬国公法認識、四、言論に見る萬国公法認識、結論

안용준, 『개화기 서구정치학의 도입에 관한 연구』(開化期西歐政治学の導入に関する研究) (慶南大学・博士学位論文、1998年)。

정용화, 「유길준의 ‘양절’ 체제론: 이중적 국제질서에서의 『방국의 권리』」(俞吉濬の‘兩截’体制論: 二重的國際秩序における『邦国の權利』) 『國際政治論叢』第三七集三號 (1998年)。

: 一、はじめに、二、背景: 伝統的國際關係の変質、三、兩截体制論、(一) 國權概念と公法秩序、(二) 國際關係における權利と信義、四、結び
 ——、『조선에서의 입헌민주주의 관념의 수용: 1880년대를 중심으로』(朝鮮における立憲民主主義觀念の受容: 一八八〇年代を中心に) 『韓國政治学会會報』第三二輯二號 (1998年)。

——、『안과 밖의 정치학: 19세기 후반 개화개혁론에서의 국권·민권·군권의 관계』(内と外の政治学: 一九世紀後半開化改革論における國權・民權・君權の關係) 『韓國政治学会會報』第三四輯二號 (2000年)。

: 一、はじめに、二、主權概念の受容と自主・獨立の意味、三、國權・民權・君權の關係に対する認識、四、獨立維持のための国内外的条件と対応、五、むすび

——、『근대한국의 주권개념의 수용과 적용』(近代韓国の主權概念の受容と適用) 『世界政治』第二五輯一號 (2004年)。

: 一、はじめに、二、予備的考察: 事大中華秩序觀念とその解体過程、三、對外的主權論: 事大關係と自主・獨立、四、對内的主權論: 主權の所在、五、むすび

강상규, 「근대일본의 “만국공법” 수용에 관한 연구」(近代日本の「萬国公法」受

容に関する研究)『ジندان学報』第八七号(1999年)。

:一、問題の提起、二、日本の伝統的対外観念と危機意識、三、開国と萬国公法の受容、四、明治維新と公法の活用、五、結びにかえて

김수암、「세계관 충돌과 1880년대 조선의 근대외교제도 수용 : 외무부서를 중심으로」(世界觀衝突と一八八〇年代朝鮮の近代外交制度の受容:外務部署を中心に)『韓国政治学会会報』第三四輯二号(2000年)。

:一、序論、二、行為者間活動領域における世界觀の衝突、(一)「人臣無外交」観念と西欧の受容、(二)行為者間活動領域における衝突、1.「交聘」と「交際事務」の衝突、2.条約と“設館通商”、三、外務部署の受容と清と日本の影響、(一)過渡期対日外交制度の整備、(二)総理事務衙門と清モデルの影響:「自強・外結」の総括、1.日本の創設勧誘と清モデル、2.外務部署の萌芽:「自強・外結」の総括、(三)総理交涉通商事務衙門と外務部署としての面貌の確立、1.「礼」観念の分離と外政の独立、2.外交顧問を通じた清モデルの影響、3.4司1学と外交通商機能の専門化、4.6司編制としての改編と外務部署としての面貌の確立、四、結論

————、「조선의 근대사절제도 수용:公使의 서울주재와 전권위임을 중심으로」(朝鮮の近代使節制度の受容:公使のソウル駐在と全權委任を中心に)『國際政治論叢』第四〇輯四号(2000年)。

:一、序論、二、朝日修好条規第2条の交渉と伝統の影響、(一)朝日修好条規第2条と使節制度の交渉、(二)国書と公使の等級、三、朝日修好条規第2条の解釈と公使のソウル駐在問題、(一)使臣の職務:“交際事務”の解釈、(二)「使臣」、「駐留久暫」の解釈と館舎、(三)申徳との談判と趙寅熙覽書、四、花房の派遣と公使のソウル駐在の実現、(一)花房代理公使の派遣、(二)弁理公使の派遣と公使のソウル駐在の黙認、1.『朝鮮策略』と修信使金弘集の影響、2.『請示節略』と公使のソウル駐在の黙認、(三)アメリカ公使のソウル駐在の問題、五、『全權委任』と伝統使節制度の影響、

(一)朝日修好条規と全權委任、(二)細則協商と全權委任問題、六、結論
————、「1880년대 만국공법의 전파와 수용:조청관계를 중심으로」(一八八〇年代萬国公法の伝播と受容:朝清關係を中心に)韓國國際政治学会,二〇〇

二年度年例学術会議、外交史報告論文集(2002年)。

——、「1870년대 조선의 對日觀: 교린질서와 만국공법질서의 충돌」(一八七〇年代朝鮮の對日觀: 交隣秩序と万国公法秩序の衝突)『韓國政治外交史論叢』第二五輯一號(2004年)。

: 一、はじめに、二、書契問題と對日觀、三、朝日修好条規と對日觀、四、修信使の派遣と對日觀: 修信使金綺秀と倭攘一体觀の變化、五、結び
권혁수、『19세기말 한중관계사 연구』(19世紀末韓中關係史研究)白山資料院(2000年)。

문준섭、『한말 만국공법의 수용과 인식에 관한 연구』(韓末萬国公法の受容と認識に関する研究)(ソウル大学、社会学科修士学位論文、2002年)。

: 一、序論、二、西欧の出現と華夷論的対応、(一) 外勢の侵奪と思想的対応、(二) 朝鮮の対外認識の變化、三、西欧国際法の東アジア的受容: ヨーロッパ公法から万国公法へ、(一) ヨーロッパ公法秩序と中華秩序の思想的類似性、(二) 西欧国際法の東アジア伝来と漢訳、(三) 万国公法の儒教思想との親和性: 自然法と性理論、(四) 万国公法の主權論と均勢論、四、朝鮮の儒教的万国公法の受容: 東道西器と華夷思想の弱化、(一) 万国公法の朝鮮伝来: 万国公法、公法編覽、公法會通、(二) 万国公法の儒教的認識と華夷思想の弱化、(三) 万国公法受容の儒教的正当化、五、万国公法の政策化と政治的適用、(一) 万国公法に対する開化派の認識: 主權論と中立論、(二) 万国公法に対する衛正斥邪派の認識、(三) 万国公法に対する守旧派の認識: 公法會通の發刊と君主權の強化、六、結論: 万国公法の思想的認識の限界

김문규、「근대 동아시아 국제질서의 변용과 청일수호조규(1871년)」(近代東アジア国際秩序の變容と淸日修交条規(一九七一年))『大同文化研究』第四一輯(2002年)。

김홍수、「개항전 “만국공법” 의 수용과 이해」(開港前『萬国公法』の受容と理解)『空土論文集』第四九輯(2002年)。

: 一、はじめに、二、『萬国公法』の内容分析、(一) 第一卷: 国際法の定義および主体、(二) 第二卷: 国家の基本權、(三) 第三卷: 国家の平時外

交権、(四) 第四卷：戦時国際法、三、『萬国公法』の伝来とその影響、(一) 版本検討、(二) 伝来時期、(三) 初期開化派の『萬国公法』の受容と理解、四、結び

장인성, 『장소의 국제정치사상 : 동아시아 질서변동기의 요코이 쇼난과 김윤식』 (場所の国際政治思想 : 東アジア秩序変動期の横井小楠と金允植) ソウル大学出版部 (2002年)。

심의기, 「한일수호조규의 조문해석을 둘러싼 한일간의 논쟁과 그 의미」(韓日修好条規の条文解釈をめぐる韓日間の論戦とその意味)『開港期韓国における不平等条約の実態と朝鮮・大韓帝国の対応』Korea Foundation 二〇〇一年度共同研究プロジェクト研究成果報告書 (研究代表者 : 柳原正治) (2002年)。

: 一、問題の提起、二、国家の性格の差異 : 国際法的知識格差の現況、三、朝鮮国の現象打開のための努力とその内容、四、国際法知識の格差 : 半中心部と周辺部

———(Sim Hui-gi), “Brutal Internal Struggle against External Imperialism: The Initial Phases in the Reception of Western Law into Korean Society in the 1890s”, in Stolleis & Yanagihara eds., *East Asian and European Perspectives on International Law*, NOMOS Verlagsgesellschaft (2004).

李根寬, 「동아시아에서의 유럽 국제법의 수용에 관한 고찰—“만국공법”의 번역을 중심으로」(東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容に関する一考察: 『萬国公法』の翻訳を中心に)『ソウル国際法研究』第九卷二号 (2002年)。

: 一、はじめに、二、『萬国公法』の翻訳に関する先行研究の批判的検討、三、『萬国公法』の翻訳者はだれかという問題 (translatorship) とそのインプリケーション、四、『萬国公法』の内容の最終的決定者としてのマーチン、五、結び

———, 「전통적 동아시아 국제질서의 관점에서 본 1876년 조일수호조규 - 하나의 시론적 고찰」(傳統的東アジア国際秩序の観点からみた一八七六年朝日修好条規 : 一つの試論的考察)『ソウル国際法研究』第十一卷一号 (2004年)。

: 一、はじめに、二、一八七六年朝日修好条規とその以前の時期に締結さ

れた諸条約との比較、三、伝統的な東アジア国際秩序の観点から見た一八七六年朝日修好条規の(不)連続性、四、結びにかえて

————、「箕堂 李漢基박사의 國際法學의 再照明: 동아시아 국제법 수용사에 대한 연구를 중심으로」(箕堂李漢基博士の國際法に対する再照明: 東アジア国際法受容史に対する研究を中心に)『ソウル国際法研究』第十二巻一号(2005年)。

: 一、序論、二、箕堂先生の東アジア国際法受容史研究に対する試論的検討、三、箕堂先生の国際法観形成に影響を及ぼした知的諸潮流に対する検討、(一) 民族主義的志向、(二) 一九四〇年代初期日本国際法学の影響、(三) アメリカ国際法学の影響、四、結びにかえて

————(Lee Keun-Gwan), “The Chrysanthemum and the (S) Word: A Story of the Translation and Circulation of International Legal Terms in East Asia”, Lecture at the Faculty of Law, Kyushu University (July 8, 2005).

: (1) Introduction, (2) A Brief Overview of the Previous Study on the Translation of *Wangguo gongfa*, (3) The Problem of Translatorship of *Wangguo gongfa*, (4) Martin as the Final Arbiter of Substantive Morphology of *Wangguo gongfa*, (5) Lexical and Linguistic Aspect of Japan's Ascendancy in East Asia, (6) Concluding Remarks

김어진, 「한국의 조약개념 도입 - 전권위임과 비준」(韓国における条約概念の導入: 全權委任と批准)『ソウル国際法研究』第十巻二号(2003年)。

: 一、序論、二、近代西欧条約体制と19世紀東アジア、(一) 条約の概念: 全權委任と批准、(二) 中国と日本の受容、三、全權委任、(一) 導入: 江華島会談、(二) 理解: 修信使および領選使の派遣、(三) 定着: 韓米修好条約交渉と報聘使の派遣、四、批准、(一) 衝突: 江華島会談、(二) 混乱: 韓米修好条約の締結、(三) 受容: 韓米修好条約および日本との統約の締結、五、結論

신옥희, 「근대 한국의 주권개념」(近代韓国の主權概念)『世界政治』第二五輯二号(2004年)。

: 一、序論、二、概念の導入と使用、三、觀念の受容と変容、四、結論と

現代の意味

김현철, 「개화기 국제질서의 변동과 만국공법(국제법)의 수용」(開化期國際秩序の變動と萬国公法(國際法)の受容) 韓國國際政治学会, 二〇〇四年度年例學術會議, 報告論文集(2004年)。

——、「근대 한국의 서구 근대국가상의 인식과 수용: 구한말 “만국공법”의 전래와 주권개념의 수용을 중심으로」(近代韓國の西歐近代國家像の認識と受容: 旧韓末『萬国公法』の伝来と主權概念の受容を中心に) 高麗大学平和研究所, 重点課題學術ワークショップ(「東北アジアの近代的變動と脱近代志向」(2004年12月17日報告)。

: 一、はじめに、二、西歐近代國家像の傳播と近代國際法書籍の翻譯、(一) 西歐近代國家の登場と主權概念の形成、1. 西歐近代國家の登場と特性、2. 近代的主權概念の形成と近代國際關係、(二) 西歐國際法の發達と『萬国公法』の翻譯、1. 西歐文明觀の拡散と19世紀ヨーロッパ國際法の特性、2. 萬国公法(國際法)書籍の翻譯と西歐中心的価値觀の反映、三、旧韓末朝鮮の西歐近代國際法の受容と萬国公法觀、(一)『萬国公法』翻譯本の伝来と韓国への紹介、(二)朝鮮知識人達の萬国公法觀の展開と諸類型、1. 萬国公法の受容・活用論、2. 萬国公法の不信・拒否論、3. 萬国公法の遵守・活用論、四、朝鮮の近代主權概念の認識と自主獨立の模索、(一)一八八〇年代西歐主權概念の紹介と理解、(二)一八八〇年代朝鮮の對西歐修好と對清自主獨立の模索、(三)常駐外交使節の派遣と主權概念の援用、五、結び

——、「개화기 만국공법의 전래와 서구 근대주권국가의 인식: 1880년대 개화파의 주권 개념의 수용을 중심으로」(開化期萬国公法の伝来と西歐近代主權國家の認識: 一八八〇年代開化派の主權概念の受容を中心に)『精神文化研究』第二八卷一號(2005年)。

: 一、はじめに、二、西歐近代主權概念の形成と近代國際法の發達、三、開化期萬国公法の伝来と西歐近代主權國家像の紹介、四、開化期朝鮮の近代國家主權概念の認識と自主獨立の模索、五、結び

오영섭, 「개항 후 만국공법 인식의 추이」(開港後萬国公法の認識の推移)『東方学

誌』第一二四号(2004年)。

：一、はじめに、二、開港後萬国公法の受容とその性格、(一)門戸開放政策の推進と萬国公法の受容、(二)マーチン訳萬国公法書の儒教的性格と受容主体の立場、三、一八八〇年代兩截体制の錯綜と萬国公法の活用、(一)朝米修好通商条約の締結と萬国公法の最初の活用、(二)イギリスの巨文島占拠に対する撤回の要求と朝鮮中立化論の提起、四、大韓帝国期の自主政策と萬国公法の活用、(一)称帝建元及び「大韓帝国制」の頒布、(二)朝鮮中立化政策の推進と密使外交の展開、五、乙巳条約前後萬国公法の活用と批判的公法認識の台頭、(一)日帝侵略の糾弾及び条約の亡国無効化要求、(二)萬国公法の虚構性と侵略性の批判、六、結び

朴培根、「동아시아 국제법 수용기의 조선의 국제법적 지위에 관한 일고」(東アジア国際法受容期の朝鮮における国際法的地位に関する一考)『ソウル国際法研究』第十一卷一号(2004年)。

：一、はじめに、二、朝貢体制と朝鮮の地位、三、西洋の朝鮮来航と宗主問題、四、修好条約上の朝鮮の地位、(一)修好条約締結の法的意義、(二)清日修好条規、(三)朝日修好条規、(四)韓米修好通商条約、五、結び

——、「한중상민수륙무역장정에 관한 일고 : 한중의 국제법적 관계의 관점에서」(韓中商民水陸貿易章程に関する一考：韓中の国際法的關係の観点から)日韓国際法史学術ワークショップ(九州大学、2005年2月19日報告)。

：一、序論、二、章程締結の背景、三、章程の内容、四、章程の法的性格、(一)条約性、(二)不平等性、(三)第三国との関係、五、結び

윤영도、「“만국공법”에 대한 시론 - 중국 근대 초기의 西學 번역의 한 사례에 대한 고찰」(『萬国公法』に対する試論：中国近代初期の西学翻訳の一つの事例に対する考察)『延世学術論集』第四一号(2005年)。

：一、はじめに、二、19世紀半ばをめぐる言語的地形、(一)『萬国公法』以前までの西欧との言語的接触、(二)西欧という他者との力関係変化、三、『萬国公法』と「普遍」の普及、(一)『国際法の要素』(Elements of International Law)と『萬国公法』、(二)「普遍」の陥穽：近代的西欧普遍主義の「流通」(circulation)、(三)前近代的「普遍」との「겹침」、四、結

びにかえて

——『중국 근대초기 서학 번역연구 - “만국공법” 번역 사례를 중심으로』
(中国近代初期における西学翻訳の研究:『萬国公法』の翻訳事例を中心に)
(延世大学、中語中文学科博士論文、2005年)。

: 一、序論、(一) 問題意識および方法論、1. 近代という時空間に対する根本的省察、2. 「근대 낯설게 보기」のためのいくつかの前提、(二) 研究の対象及び範囲、1. 東アジア言語空間と中国、2. 19世紀半ばの近代初期という時空間、3. 「夷学」・「西学」、4. 『萬国公法』の談論史的意味、

(三) 既存研究の動向及び研究方向、二、前近代言語空間の亀裂、(一) 前近代言語空間における翻訳、1. バーベルと蒼頡: 二つの異質の言語空間の原型、2. 「訳」の起源、3. 「西域」から来た諸テキストと「翻訳」という概念の起源、4. 「西洋」から来た諸テキストと西学翻訳のはじめ、(二)

19世紀前半期の西欧による標準プロトコルの準備、1. 言語・文化的接触機会の拡大、2. 西欧におけるSinology (中国学) の形成、3. 新教宣教師たちによる翻訳プロトコルの個別的準備段階、4. 西欧言語との二重語辞典とプロトコル、(三) 小結、三、言語・文化的力関係の変化と翻訳の「発見」、(一) 力関係の顛倒と翻訳のシステムの形成、1. 官立翻訳教育機構: 同文館、2. 官立専門翻訳機構: 江南製造局翻訳館、3. 民間宣教団体による近代的翻訳普及システムの初期形成、(二) 近代翻訳の「発見」と近代的知識・談論の流通、1. 近代初期の翻訳成果と近代談論の初期形成、2. 翻訳語の仮説的等価化、3. 翻訳と表象談論の再配置: 世界表象に関して、

(三) 小結、四、『萬国公法』: 通約不可能性と翻訳可能性の間、(一) 二つの異質的「表象空間」と通約不可能性、1. 中国の前近代的「表象空間」と関係論的秩序談論、2. *Elements of International Law* を通じて見た近代西欧の国際法談論、(二) *Elements of International Law* から『萬国公法』へ、

1. 『萬国公法』が出るまで、2. 『萬国公法』翻訳の形式上の諸特徴、(三) 『萬国公法』の翻訳とその量価の意味: 従属化と混種化、1. 西欧近代国際法流通の産物としての『萬国公法』、2. 伝統的世界表象と西欧近代国際法表象の混種化、3. 近代翻訳語に内在した混種性、(四) 「萬国公法」

から「国際法」へ：日本への旅行、1. 『萬国公法』流入の前史、2. 西学の流入の二重参照体系、3. 日本式漢字翻訳語の東アジアにおけるヘゲモニーの形成、(五) 小結、五、結論

* 最後に、論文作成の過程で見落とされたり、論文完成の後で発見されたり、または論文完成の後で出版されたりしたいくつかの「中国」の資料を以下のように追加したい。特に、最近出版された張卫明の論文(2007)は、中国の学者達のこのテーマに関する20年間の研究をまとめて分析している優れた論文である。ぜひ参照されたい。但し、残念ながらこの論文は本稿の完成の後で刊行されたので、本稿では取り上げることはできなかった。

萧永宏：《论洋务时期中国人的国际政治观念》，《学术月刊》1997年第12期。

：(1)纵论国际局势，1. “春秋战国”论，2. 多角度地议论国际问题，(2) 关注国际公法，1. “宜与于万国公法”论，2. “公法不足恃”论，(3)余论

蔡永明：《洋务思想家与近代外交观念的传播》，《漳州职业大学学报》2001年第3期。

王健：《中国近代的法律教育》，中国政法大学出版社2001年版。

王玫黎：《儒家民族主义者—王韬的国际法思想》，《现代法学》2002年4月第24卷第2期。

———：《国际法观念与现代中国法律改制》，《郑州大学学报（哲学社会科学版）》2003年7月第36卷第4期。

陈策：《唐才常公法交涉思想述评》，《天水师范学院学报》2004年2月第24卷第1期。

张卫明、王黎明：《近代国际法与林则徐禁烟》，《漳州师范大学学报（哲学社会科学版）》2005年第4期（总第57期）。

修志君：《简论近代国际法对中国的影响》，《法律适用》2005年第10期。

：(1)近代国际法对中国的主要影响表现在清政府对它的运用，(2)近代国际法对中国的影响也表现在政府官员和学者对它的认识和评价，(3)近代国际法对中国的影响还受到外国人对国际法输入中国的态度的制约，(4)结束语

熊命辉：《论郑观应的国际法思想》，《株洲工学院学报》2005年3月第19卷第2期。

：(1)郑观应国际法思想的历史渊源，(2)郑观应国际法思想体系，(3)结语

黄俊华:《李鸿章的国际法意识与琉球宗主权的丧失》,《郑州航空工业管理学院学报(社会科学版)》2005年6月第24卷第3期。

: (1)李鸿章的国际法意识, (2)国际法在琉球问题上的运用, (3)琉球自主与宗主权的丧失, (4)对李鸿章处理琉球问题的评价

郭渊:《从近代国际法看晚清政府对南海权益的维护》,《求索》2007年第2期。

: (1)南海地缘危机与晚清政府维护海权之举, (2)晚清政府在实践中对国际法的运用, (3)晚清政府维护海权之举的历史和现实思考

张卫明:《近二十年晚清国际法研究的回顾与前瞻》,《法律文献信息与研究》2007年第3期。

: (1)研究缘起, (2)学术前沿, 1. 近代国际法的输入问题, 2. 关于林则徐翻译国际法, 3. 丁韪良与国际法汉译, 4. 晚清知识分子对国际法的认识与态度, 5. 国际法对晚清外交的影响, (3)趋势前瞻, 1. 加强资料整理和史料研究, 2. 积极探索理论与方法, 3. 打破学科界限, 整合学科优势, 4. 开拓研究视角, 拓宽研究领域